

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(地域未来投資促進税制)の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義、法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(国税4・地方税7)
		② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未来投資促進法」という。)の規定に基づき都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画に従って行われる承認地域経済牽引事業(地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。)の用に供する施設・設備を新增設した場合に、当該新增設に伴い新たに取得等した資産について、下記の割合により、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けられる。ただし、対象資産の取得価額の合計額のうち支援対象となる金額は 80 億円とし、税額控除額の上限は法人税額の 20%とする。 ＜特別償却＞ 機械装置・器具備品 40% (地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業については 50%) 建物・附属設備・構築物 20% ＜法人税額等の税額控除＞ 機械装置・器具備品 4% (地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業については 5%) (地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす事業については 6%) 建物・附属設備・構築物 2%
			《要望の内容》 ・適用期限を 2 年間延長する。(令和 8 年度末まで) ・地方公共団体が戦略的かつ重点的に支援を行う産業分野を「重点促進分野(仮称)」とし、同分野に対する新たな枠を設ける。 ・地域経済牽引事業計画の期間内(最大 5 年以内)に行った設備投資について、税制の適用を可能とする。 等
			《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 10 条の 4、第 42 条の 11 の 2 ・租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 5 条の 5 の 2、第

			27 条の 11 の 2 ・地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 23 条第 1 項第 4 号、第 292 条第 1 項第 4 号、附則第 8 条第 5 項
5	担当部局		経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 6 年 8 月 分析対象期間: 平成 29 年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 29 年度: 創設 平成 31 年度: 延長・拡充(※1) 令和 3 年度 : 延長・拡充(※2) 令和 5 年度 : 延長・拡充(※3) 令和 6 年度 : 拡充(※4) (※1)直近事業年度の付加価値額増加率が一定以上の事業について、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として、機械等に係る特別償却率・税額控除率の上乗せ措置を新設等した。 (※2)課税特例の要件の客観化・明確化を図るとともに、地域経済のサプライチェーン強靱化に資する事業を新たに支援することなどとした。 (※3)対象事業において、特に高い付加価値を創出する事業を地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として対象に追加等した (※4)対象事業において、一定の要件を満たす中堅企業が行う事業を地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす事業として対象に追加した
8	適用又は延長期間		2 年間(令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図る。 《政策目的の根拠》 ○地域未来投資促進法 第1条 地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2023[令和 5 年 6 月 16 日閣議決定] 第2章 新しい資本主義の加速 5. 地域・中小企業の活性化 (中堅・中小企業の活力向上) 地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。(略) ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 [令和 5

			年 6 月 16 日閣議決定] Ⅷ. 経済社会の多極化 1. デジタル田園都市国家構想の実現 (2) デジタル田園都市国家を支える地域交通、ヘルスケア、教育の整備 ⑤中堅・中小企業の振興 地域の良質な雇用を支える成長意欲のある中堅・中小企業を振興するため、人手不足の解消に向けた省人化投資や経営戦略作り、人材の獲得・育成・定着に向けた取組や外需獲得、M&A、イノベーション等の取組について、予算・税制等により、集中支援を行う。																																												
	②	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展																																												
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率:年 2%以上(令和 2 年度～令和 6 年度幾何平均)[第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020 改訂版)】 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域の成長発展の基盤強化に特に資する本税制措置の対象事業者は、設備投資額の一定割合について、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けることにより、事業者の予見可能性を確保しつつ、設備投資初年度の資金負担が軽減される。このことにより、地域企業の積極的な設備投資が促進され、地域企業の成長・生産性向上に資するものとなっている。																																												
10	有効性等	① 適用数	○適用件数 (単位:件) <table><tr><td>年度 区分</td><td>平成 29</td><td>30</td><td>令和 元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>7</td><td>185</td><td>298</td><td>336</td><td>366</td><td>363</td><td>320</td><td>282</td><td>精査中</td><td>精査中</td></tr></table>	年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	適用件数	7	185	298	336	366	363	320	282	精査中	精査中																						
年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8																																					
適用件数	7	185	298	336	366	363	320	282	精査中	精査中																																					
	②	適用額	○適用額 (単位:億円) <table><tr><td>年度 区分</td><td>平成 29</td><td>30</td><td>令和 元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>適用額</td><td>1.0</td><td>120</td><td>229</td><td>324</td><td>361</td><td>339</td><td>294</td><td>341</td><td>精査中</td><td>精査中</td></tr></table>	年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	適用額	1.0	120	229	324	361	339	294	341	精査中	精査中																						
年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8																																					
適用額	1.0	120	229	324	361	339	294	341	精査中	精査中																																					
	③	減収額	○減収額 (単位:億円) <table><tr><td>年度 区分</td><td>平成 29</td><td>30</td><td>令和 元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>法人税</td><td>0.59</td><td>50</td><td>82</td><td>105</td><td>115</td><td>108</td><td>131</td><td>150</td><td>精査中</td><td>精査中</td></tr><tr><td>法人 住民税</td><td>0.04</td><td>2.9</td><td>5.7</td><td>5.5</td><td>10</td><td>5.4</td><td>9.2</td><td>10.5</td><td>精査中</td><td>精査中</td></tr><tr><td>法人 事業税</td><td>0.03</td><td>6.6</td><td>12</td><td>19</td><td>24</td><td>17</td><td>11.7</td><td>16.5</td><td>精査中</td><td>精査中</td></tr></table>	年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	法人税	0.59	50	82	105	115	108	131	150	精査中	精査中	法人 住民税	0.04	2.9	5.7	5.5	10	5.4	9.2	10.5	精査中	精査中	法人 事業税	0.03	6.6	12	19	24	17	11.7	16.5	精査中	精査中
年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8																																					
法人税	0.59	50	82	105	115	108	131	150	精査中	精査中																																					
法人 住民税	0.04	2.9	5.7	5.5	10	5.4	9.2	10.5	精査中	精査中																																					
法人 事業税	0.03	6.6	12	19	24	17	11.7	16.5	精査中	精査中																																					

	④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和 4 年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況を評価することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。 なお、政策目標の測定期間外の参考値として、企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率については平成29年度から令和元年度の+0.13%に対し、令和 2 年度から令和 5 年度の測定対象群の常時従業者一人当たり付加価値額変化率は+0.42%である。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置の政策効果を検証するため、平成 30 年に地域経済牽引事業計画の承認を受け、本税制措置に係る課税特例の確認を受けた企業群（以下「処置群」という。）について、平成 29 年から令和元年までの売上高・従業員数・付加価値額・域内取引額の各指標の伸び率を下記の手法により確認した。 ①傾向スコアマッチングによる対照群の特定 処置群の各企業について、売上高・従業員数等の企業規模等が類似しており、政策措置を受ける確率（傾向スコア）が最も近い企業をマッチングさせる。この手法によりマッチングされた比較対象の企業群を対照群とする。 ②「差の差」の手法による政策効果の特定 各指標について、(a)処置群における平成 29 年と令和元年の差分と、(b)対照群における平成 29 年と令和元年の差分を計算した上で、(a)と(b)の差分を政策効果とする。 この結果、いずれの指標においても+10～30%pt 程度の差分が政策効果として生じており、本税制措置による政策効果が確認できる。したがって、引き続き、本税制措置を講じることにより、将来についても、地域企業の成長・生産性向上を通じた政策目標の達成に寄与すると認められる。
	⑤	税収減を是認する理由等	我が国の地域経済は、人口減少・高齢化といった構造的課題に加えて、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や、原材料費・エネルギー価格の高騰の影響等により、厳しい状況が継続している。このような状況の下、地域経済を牽引する企業の設備投資を後押しし、地域全体の成長・生産性向上を図っていくことは、重要な課題となっている。 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、その承認の要件として、高い付加価値額の創出や、地域への相当の経済的効果を求めており、地域経済を牽引する効果が大きいものと認められる。この点に着目し、平成 29 年度以降、地域経済牽引事業に対して本税制措置等を講じ、地域経済を牽引する事業の創出を促進してきたところである。本税制措置については、地域企業の設備投資の促進や付加価値の創出に寄与しており、引き続き措置を講じることが重要である。 また、世界的にデジタル技術の活用が進展している中で、地域企業のデジタル化には遅れが見られる。地域の成長・生産性向上の実現に当た

			って、デジタル化の促進は重要であり、特に地域経済を牽引する企業におけるデジタル化を促進することで、その地域への波及を狙うことが有効である。このため、本税制措置の対象資産にソフトウェア等を追加する。 さらに、地域の成長発展の基盤をより一層強化していくためには、各地域がより戦略的に産業振興を図ることが重要である。このため、戦略的な産業群の維持・強化等に資する事業については、重点的な支援を行うこととする。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置の適用を受けるためには、 ①青色申告書を提出する個人または法人が、 ②地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者への相当の経済的効果を及ぼすと認められるものとして、都道府県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けた上で、 ③地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けることが必要となる。 この際、地域経済牽引事業を行おうとする地域が、当該産業の新興を重要なものと位置づけ、当該産業の振興に関する計画を策定することなどが求められており、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものに限定して課税の特例を措置しているものであり、課税の公平原則に照らし、政策目的を達成するために必要最小限の特例措置となっている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者に関する本税制措置以外の主な支援措置として、地方税の課税免除又は不均一課税に対する措置、株式会社日本政策金融公庫等による融資制度等を設けている。 地方税の課税免除又は不均一課税に対する措置は、財政力指数が一定未満の地方公共団体が、承認地域経済牽引事業者に対して地方税（固定資産税、不動産取得税）を課税免除等した場合に、その減収額の一部を補填するものである。この措置は、財政基盤が乏しい地方公共団体においても積極的に地域経済牽引事業が促進できるよう、国が地方公共団体に対して支援を行うものであり、本税制措置とは目的及び支援対象が異なっている。 また、株式会社日本政策金融公庫等による融資制度は、日本政策金融公庫が承認地域経済牽引事業者に対して長期かつ固定金利での融資を行うものであり、設備投資の前段階の資金調達を支援するものであるから、本税制措置とは目的が異なっている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置は、地方公共団体が基本計画を策定し、これに適合するものとして都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画に関して、課税の特例措置を講じるものである。本税制措置により、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業が促進され、地域の成長発展の基盤強化に資するため、地方公共団体が協力する相当性を有する。
12	有識者の見解		—

13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和4年8月(R4経産01)
----	--------------------	----------------

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		産業用地整備促進税制の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税 5） 法人住民税、法人事業税：義（自動連動）（地方税 3）
		② 上記以外の税目	所得税：外、個人住民税：外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 産業用地に対するニーズが高まる中で用地整備を迅速化するため、地方公共団体による用地整備と同様に、地方公共団体が連携した民間事業者による用地整備においても、地権者が土地を譲渡した際の売却益に対して所得控除を設ける産業用地整備促進税制を創設する。
			《関係条項》 —
5	担当部局		経済産業政策局地域産業基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 6 年 8 月 分析対象期間：—
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		—
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業用地に対するニーズが高まる中、産業用地を迅速に供給することで、地域経済に波及効果をもたらす国内投資を後押しする。 《政策目的の根拠》 【経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）】 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化 （2）中堅・中小企業の稼ぐ力 工業用水道や産業用地等のインフラの有効活用・整備・強靱化に取り組む。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	経済産業省政策評価基本計画 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展

10	有効性等	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業が投資を行うための言わば下地作りである産業用地整備を迅速化することで、国内投資を促進する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 現行制度では、産業用地を整備する際に、地方公共団体が地権者から土地を取得する場合は所得控除がある一方、地方公共団体が連携した民間事業者が土地を取得する場合は同控除がなく、用地造成事業の遅延や頓挫に至る事例が発生している。 本措置により、地権者交渉が円滑に進み、迅速な産業用地整備につなげることで国内投資を後押しする。
		①	適用数	精査中
		②	適用額	精査中
		③	減収額	精査中
		④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により、地方公共団体が民間事業者と連携する産業用地造成事業のために地権者が土地を譲渡するインセンティブを与えることにより、合意形成の円滑化や迅速な産業用地整備に寄与し、国内投資を後押しする。
		⑤	税収減を是認する理由等	国内の立地計画を持つ事業者の割合が増加傾向にある一方で、全国に分譲可能な産業用地面積は、産業用地の造成が分譲スピードに追い付いていないこともあり減少している。そのため、新規立地や事業拡大に意欲のある企業に対し、ニーズに合った用地を用意できていない。 産業用地造成は、地方公共団体や土地開発公社が主体となって造成してきたが、用地造成に必要なノウハウの不足（技術者の不足）や、造成に係る財政負担の大きさ、土地開発公社の減少により、地方公共団体主導の産業用地造成が難しい状況になりつつある。 このような状況を踏まえ、地方公共団体がノウハウ等の補完のために民間事業者と連携し、産業用地造成を行う動きが活発になっている。本措置を講じることにより、迅速な産業用地整備を促進し、地域経済に波及効果をもたらす国内投資を後押しする。

11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	一定の要件を設けた上で、地方公共団体が民間事業者と連携する産業用地造成事業のために地権者が土地を譲渡するインセンティブを与えることは、合意形成の円滑化や迅速な産業用地整備に寄与し、政策手段として有効かつ妥当である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	地方公共団体が地権者から土地を購入する場合や、土地区画整理事業として民間事業者が地権者から土地を購入する場合などの譲渡所得の特別控除について規定されている。（租税特別措置法「第五款特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除」）
		③	地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、産業用地の整備に寄与し、地域の産業振興・産業集積が促進されるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは妥当である。
12	有識者の見解			—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等（エンジェル税制）の拡充	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	所得税：外（国税10）
		② 上記以外の税目	個人住民税：外（地方税05）
3	要望区分等の別	【新設・ 拡充 ・延長】 【 単独 ・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 エンジェル税制とは、スタートアップへ投資を行った個人投資家に対して、税制上の優遇を行う制度であり、投資時点と売却時点のいずれの時点でも税制優遇を受けることが可能。 【エンジェル投資を行った年の措置】 ※下記のいずれかの措置の適用を確定申告において申告。 ※各措置において、その他個人投資家要件・企業要件が別途存在。 ※経済産業大臣より認定された投資事業有限責任組合（LPS）による契約に従って取得した株式や少額電子募集取扱業者の募集の取扱いにより取得した株式を発行する企業については、企業要件が一部緩和される。加えて、当該 LPS 等が企業要件の合致を確認し、当該企業に確認書を発行することを可能としている。 優遇措置 A ○優遇内容 ：（投資額－2,000 円）をその年の総所得金額から控除 ○控除上限額：800 万円かその年の総所得金額×40%のいずれか低い方 ○対象企業の設立年数要件：5 年未満 優遇措置 B ○優遇内容 ：投資額をその年の株式譲渡益から控除 ○控除上限額：なし ○対象企業の設立年数要件：10 年未満 プレシード・シード特例 ○優遇内容 ：投資額をその年の株式譲渡益から控除 ○控除上限額：なし（年間 20 億円までは非課税） ○対象企業の設立年数要件：5 年未満 【自己資金の出資による起業を行った年の措置】	

		※その他個人投資家要件・企業要件が別途存在。 起業特例 ○優遇内容 : 投資額をその年の株式譲渡益から控除 ○控除上限額: なし(年間 20 億円までは非課税) ○対象企業の設立年数要件: 1 年未満 【株式譲渡をした年の措置】 未上場のスタートアップ株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算(相殺)できるだけでなく、その年に通算(相殺)しきれなかった損失については、翌年以降 3 年にわたって、順次株式譲渡益と通算(相殺)が可能。 《要望の内容》 スタートアップに対する資金供給を促す観点から、エンジェル税制について、その利便性を向上し、更なる利活用を拡大するため、株式譲渡益を元手とする再投資期間(現行は同一年内)の延長等を要望する。 《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2、第 37 条の 13 の 3、第 41 条の 19 租税特別措置法施行令第 25 条の 12、第 25 条の 12 の 2、第 25 条の 12 の 3、第 26 条の 28 の 3 租税特別措置法施行規則第 18 条の 15、第 18 条の 15 の 2、第 18 条の 15 の 2 の 2、第 19 条の 11
5	担当部局	イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課 スタートアップ推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和6年8月 分析対象期間: 令和2年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 9 年度 創設 平成 12 年度 拡充 (売却益圧縮の特例、対象要件の拡充) 平成 14 年度 拡充 (投資事業組合経由にも適用) 平成 15 年度 拡充 (取得費控除制度の創設、対象要件の拡充) 平成 16 年度 拡充 (経済産業大臣認定制度導入 (認定対象: 投資事業有限責任組合のみ)、売却益圧縮特例の拡充) 平成 17 年度 延長 (売却益圧縮特例の延長) 平成 19 年度 延長、拡充 (売却益圧縮特例の延長、要件及び手続の拡充) 平成 20 年度 拡充、縮減 (所得控除制度創設、売却益圧縮特例の廃止) 令和 2 年度 拡充、縮減 (対象要件の拡充、経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充 (少額電子募集取扱業者の追加)、所得控除制度の縮減、申請書類の一部削減) 令和 5 年度 拡充 (株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置の創設等、申請書類の一部削減) 令和 6 年度

			拡充（有償新株予約権の取得金額の対象化、指定金銭信託（単独運用）を通じた投資の対象化）
8	適用又は延長期間		期限の定めなし
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 創業初期のスタートアップへの投資はリスクが非常に高く、その資金調達は極めて困難であるところ、ベンチャーキャピタル等からのまとまった資金調達までに重要な役割を果たすのがエンジェル投資家と呼ばれる個人からの投資である。また、スタートアップ・エコシステムの裾野を拡大するためにはスタートアップの起業が必要不可欠だが、エンジェル投資と同様、極めてリスクが高く、我が国の開業率は諸外国と比較して依然低調である。そのため、本税制により大きなリスクを取った個人によるエンジェル投資及び起業を後押しし、スタートアップの資金調達環境を整備する。 《政策目的の根拠》 ○令和6年度与党税制改正大綱（令和5年12月14日決定） ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定） ○経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）
		② 政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及（参考）主な閣議決定文書等 【令和6年度与党税制改正大綱（令和5年12月14日決定）】 第一 令和6年度税制改正の基本的考え方 2. 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進 （3）スタートアップ・エコシステムの抜本的強化（抜粋） エンジェル税制については、令和5年度税制改正により措置されたスタートアップへの再投資に係る非課税措置を含め、再投資期間の延長について、令和7年度税制改正において引き続き検討する。 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）】 IV. 企業の参入・退出の円滑化を通じた産業の革新 1. スタートアップ育成5か年計画の実行 （1）資金供給の強化と出口戦略の多様化 ⑨スタートアップの資本政策・資金調達へのサポートの強化 また、スタートアップへの資金調達の支援強化に向けて、<u>エンジェル税制における再投資期間の延長、[略]について検討を行う。</u> 【経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）】 4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応 （1）スタートアップの支援・ネットワークの形成 ディープテック分野の研究・事業開発に対し、支援段階や内容、方法の充実を図る。非上場株式の流通活性化、官民ファンドの出資機能の強化など、レイターステージを含む成長段階に応じて、資金が円滑に供給される環境を整備する。<u>エンジェル税制における再投資期間の延長について、検討す</u>

				る。
		③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 スタートアップへの投資額について、2022 年度と比較して、5 年後の 2027 年度に 10 倍を超える規模(10 兆円規模)とする。 (スタートアップ育成 5 か年計画、令和 4 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議決定) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 個人からスタートアップの起業・投資を促進し、スタートアップの資金供給環境を整備する。
10	有効性等	①	適用数	※令和 5 年 3 月 31 日時点の実績であり、過年度申請が行われた場合、変動する可能性がある。 【対象企業数】 令和 2 年度 : 294 社 令和 3 年度 : 413 社 令和 4 年度 : 272 社 令和 5 年度 : 224 社 【個人投資家延べ人数】 令和 2 年度 : 7,409 人 令和 3 年度 : 14,851 人 令和 4 年度 : 10,109 人 令和 5 年度 : 7,518 人
		②	適用額	※令和 6 年 3 月 31 日時点の実績であり、過年度申請が行われた場合、変動する可能性がある。 令和 2 年度 : 約 89 億円 令和 3 年度 : 約 167 億円 令和 4 年度 : 約 140 億円 令和 5 年度 : 約 120 億円
		③	減収額	—
		④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 令和 5 年の国内スタートアップの資金調達額: 8,039 億円 (令和 6 年 7 月 19 日時点、出典: スピーダスタートアップ情報リサーチ) 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ※令和 6 年 3 月 31 日時点の実績であり、過年度申請が行われた場合、変動する可能性がある。 令和 2 年度 : 約 89 億円 令和 3 年度 : 約 167 億円 令和 4 年度 : 約 140 億円 令和 5 年度 : 約 120 億円

		⑤	⑤ 税収減を是認する理由等	平成 9 年度の税制創設以降、種々の改正を行っており、特に、令和 2 年度改正における株式投資型クラウドファンディングへの投資の対象化や令和 6 年度改正による有償新株予約権の取得金額の対象化など、時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られた。引き続き税制措置によって個人からのリスクマネー供給を促進し、スタートアップの資金供給環境を整備することは重要。
11	相当性	①	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本施策は、株式譲渡益等の所得が生じた個人によるスタートアップの起業及びスタートアップへの投資を促進するものであり、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。
		②	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③	③ 地方公共団体が協力する相当性	我が国の持続的な成長に向けて、地方におけるイノベーションの創出・循環は重要であるところ、スタートアップはイノベーション創出の主要な担い手となる。本施策は地方におけるスタートアップの資金調達環境も整備することでその成長に寄与するものであり、ひいては地域経済の発展に資するものである。
12	有識者の見解			—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和5年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税 13） 法人住民税、法人事業税：義（地方税 7）（自動連動）
		② 上記以外の税目	所得税、個人住民税：外
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 国内鉱業者等が、新たな探鉱活動の支出に備えるために所得等の一部を準備金として積立て、その準備金を実際に探鉱費として支出した場合に、一定額の特別控除を認める鉱業所得の課税の特例制度。 《要望の内容》 令和 7 年 3 月 31 日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を 3 年間延長するとともに、海外探鉱準備金制度の対象者である国内鉱業者に準ずるものに係る適用要件の見直しを行う。 《関係条項》 ・法人税 [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] 租税特別措置法第 58 条、同法施行令第 34 条、同法施行規則第 21 条の 15 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] 租税特別措置法第 59 条、同法施行令第 35 条、同法施行規則第 21 条の 16 ・法人税（連結法人） [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] 租税特別措置法第 68 条の 61、同法施行令第 39 条の 88、同法施行規則第 22 条の 59 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] 租税特別措置法第 68 条の 62、同法施行令第 39 条の 89、同法施行規則第 21 条の 16（読替規定） ・所得税 [探鉱準備金] 租税特別措置法第 22 条、同法施行令第 14 条、同法施行規則第 9 条 [新鉱床探鉱費の特別控除] 租税特別措置法第 23 条、同法施行令第 15 条、同法施行規則第 9 条の 2
5	担当部局		製造産業局鉱物課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 6 年 8 月 分析対象期間：令和 4 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

7	創設年度及び改正経緯		昭和 40 年度 「探鉱準備金と新鉱床探鉱費の特別控除」制度創設(3 年間) 昭和 43 年度 延長(2 年間) 昭和 45 年度 延長(1 年間) 昭和 46 年度 延長(3 年間) 昭和 49 年度 延長(3 年間) 昭和 50 年度 拡充(海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除) 昭和 51 年度 縮減(準備金収入金額基準:15%→14%) 昭和 52 年度 延長(3 年間) 縮減(準備金収入金額基準:14%→13%) 昭和 55 年度 延長(3 年間) 昭和 58 年度 延長(3 年間) 昭和 61 年度 延長(3 年間) 平成 元 年度延長(3 年間) 平成 4 年度 延長(3 年間) 平成 7 年度 延長(3 年間) 平成 10 年度 延長(3 年間) 縮減(準備金収入金額基準:13%→12%) 平成 13 年度 延長(3 年間) 平成 16 年度 延長(3 年間) 平成 19 年度 延長(3 年間) 平成 22 年度 延長(3 年間) 平成 25 年度 延長(3 年間) 拡充(国内鉱業者に準ずる者の新設等) 縮減(海外探鉱準備金所得金額基準:50%→40%) 平成 28 年度 延長(3 年間) 拡充(準備金積立据置期間の延長:3 年→5 年) 縮減(減耗控除限度額の所得基準:翌期繰越欠損金控除後額に変更等) 令和元年度 延長(3 年間) 拡充(国内鉱業者に準ずる者の要件:出資比率 50%以上→議決権比率 50%以上) 縮減(海外自主開発法人要件:鉱石引取率 30%→40%) 令和 4 年度 延長(3 年間) 縮減(特別控除の対象から、石炭、亜炭及びアスファルトを除外)
8	適用又は延長期間		令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日(3 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー政策において、石油・天然ガスは 2030 年度の一次エネルギー供給においても合計約 5 割を占める見通しであり、重要な燃料である。他方、世界的な脱炭素化によりダイベストメントが進行し、気候変動対策への社会的な関心・要請の高まりにより事業者の

			リスクテイクが乏しくなっている。また、世界的なカーボンニュートラルの流れを受けて、石油・天然ガスに関する供給国の政策予見性の低下等が生じている。こうした中、ウクライナ危機によって世界の供給余力は減少した。我が国においても、燃料価格や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰など大きな影響を受けた。これらにより、エネルギー・セキュリティの重要性が再認識されたところ。 2024 年 6 月に開催された G7 プーリア首脳サミットにおいても、世界の天然ガス・LNG 需給は引き続きタイトである中、天然ガス・LNG の重要性や、将来的な天然ガス・LNG 不足への対応にはガスへの投資が適切であることが認識されている。 我が国においても、いかなる情勢変化へ柔軟に対応するための基盤をより強固なものとするため、石油・天然ガスの権益取得や調達先の多角化を進め、自主開発比率を可能な限り高めていくことがこれまで以上に重要となっている。 また、金属鉱物についても、2050 年カーボンニュートラル実現に向けて、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。 エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期的かつ持続的な安定供給を維持・確保する。
			《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2024(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) 第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 3.投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応 (2)GX・エネルギー安全保障 エネルギー安全保障については、ロシアのウクライナ侵略や不安定な中東地域による資源・エネルギー情勢の複雑かつ不透明さに対応するため、強靱なエネルギー需給構造への転換を進める。需要サイドにおいては、徹底した省エネルギーを進めるとともに、供給サイドにおいては、自給率向上に貢献し脱炭素効果の大きい再生可能エネルギー、原子力の電源を最大限活用する。石油・天然ガス、銅やレアメタル等の重要鉱物の安定供給を確保するため、同志国等との協調を含めた資源外交を進めるとともに、海外での上流開発を始めとするサプライチェーンの強靱化を促進する。戦略的に余剰 LNG を確保する。国産海洋資源の確保に向け、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の技術開発に取り組む。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) VI.GX・エネルギー・食料安全保障 1.GX・エネルギー (2)強靱なエネルギー需給構造への転換と脱炭素電源の拡大 ①複雑かつ不透明なエネルギー情勢への対応

			エネルギー分野では、ロシアのウクライナ侵略や不安定な中東地域の資源・エネルギー情勢の複雑さ及び不透明さに対応するため、強靱なエネルギー需給構造への転換を進める。需要サイドにおいて、徹底した省エネルギーを進めるとともに、供給サイドにおいて、自給率の向上に寄与し脱炭素効果の大きい再生可能エネルギー、原子力の電源を最大限活用する。石油・天然ガス、銅やレアメタル等の重要鉱物の安定供給を確保するため、同志国等との協調を含めた資源外交を進めるとともに、海外での上流開発を促進するほか、戦略的に余剰 LNG を確保する。国産海洋資源の確保に向け、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の技術開発に取り組む。 ○G7 プーリア首脳コミュニケ(2024 年 6 月 14 日)(仮訳) <エネルギー、気候、環境> ロシアのエネルギーへの依存のフェーズアウトを加速するという例外的な状況において、明確に規定される国の状況を条件に、例えば低炭素及び再生可能な水素の開発のための国家戦略にプロジェクトが統合されることを確保することにより、ロックイン効果を創出することなく我々の気候目標と整合的な方法で実施されるならば、ガス部門への公的に支援された投資は、一時的な対応として適切であり得る。 ○GX 実現に向けた基本方針(令和 5 年 2 月 10 日閣議決定) 2.エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭素の取組 (2)今後の対応 6) 資源確保 に向けた資源外交 など国の関与の強化 ロシアによるウクライナ侵略を契機に世界の LNG 供給余力がより減少するなど、世界の資源・エネルギー情勢がより複雑かつ不透明となる中、資源の大部分を海外に依存する我が国においては、化石燃料と金属鉱物資源等の安定供給確保のため、国が前面に立って資源外交を行う必要がある。 ○エネルギー基本計画(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定) 5.2050 年を見据えた 2030 年に向けた政策対応 (9)エネルギー安定供給とカーボンニュートラル時代を見据えたエネルギー・鉱物資源確保の推進 カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、エネルギー・セキュリティの確保に関しては一切の妥協は許されず、必要なエネルギー・資源を安定的に確保し続けることが国家の責務である。昨今の中東情勢の変化や新興国の需要拡大、シーレーンの不安定化、戦略物資を巡る国際的な緊張の高まり等も踏まえると、石油・天然ガスや金属鉱物資源等の海外権益獲得や国内資源開発を通じた安定供給確保は、国民生活及び経済活動の観点から重要であり、引き続き確実に達成する必要がある。 こうした状況を踏まえ、①足下で必要な石油・天然ガス等の更なる安定的な確保、②電化等で需要が拡大するレアメタル等の金属鉱物資源の更なる安定的な確保、③脱炭素燃料・技術の導入・拡大について、資源・燃料政策として一体的に捉え、我が国が資源・エネルギーの安定供給に万全を期しつつ、カーボンニュートラルへの円滑な移行を実現するための包括的な政策を推進する。 ②石油・天然ガス等の自主開発の更なる推進 石油・天然ガスのほぼ全量を輸入に依存する我が国は、輸入依存度が高いことによる調達における交渉力の限界や、中東情勢等により影響を受けやすいという構造的課題を抱えている。こうした中で、石油・天然ガスの安定供給確保のためには、我が国企業が直接
--	--	--	--

			その開発・生産に携わる海外の上流権益確保と国内資源開発を通じた自主開発を進めることが極めて重要である。そのため、我が国として、内閣総理大臣を筆頭とした資源外交や JOGMEC によるリスクマネー供給等を通じて、我が国企業による自主開発を推進してきた。 一方、新型コロナウイルス感染拡大に端を発した油価低迷による上流投資の減少、中東情勢の不安定化や南シナ海・東シナ海での緊張の高まりに伴うシーレーンリスクの高まり、さらには 2020 年 10 月の 2050 年カーボンニュートラル宣言や 2021 年 4 月の 2030 年度の新たな温室効果ガス排出削減目標の表明など、石油・天然ガスを取り巻く国内外の情勢は大きく変化した。 こうした中であっても、石油・天然ガスの安定供給確保の重要性は全く変わるものではなく、むしろ、いかなる情勢変化にも柔軟に対応するための基盤として、世界的な環境意識の高まりも踏まえつつ、自主開発比率を可能な限り高めることの重要性が一層増している。このため、石油・天然ガスの安定供給確保に向けて、引き続き資源外交の推進や JOGMEC によるリスクマネーの供給等により、自主開発を推進し、石油・天然ガスの自主開発比率（2019 年度は 34.7%）を 2030 年に 50% 以上、2040 年には 60% 以上に引き上げることを目指す。 ⑥ 鉱物資源の確保 鉱物資源は、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であり、カーボンニュートラルに向けて需要の増加が見込まれる再生可能エネルギー関連機器や電動車等の製造に不可欠である。特に、エネルギーの有効利用の鍵となる蓄電池、モーター、半導体等の製造には、銅やレアメタル等の鉱物資源の安定的な供給確保が欠かせない。他方、鉱物資源は、鉱種ごとに埋蔵・生産地の偏在性、中流工程の寡占度、価格安定性等の状況が異なり、上流の鉱山開発から下流の最終製品化までに多様な供給リスクが存在している。 これまで国は、JOGMEC を通じた海外権益確保へのリスクマネー供給や資源探査等を通じて、我が国企業による鉱物資源の安定的な供給確保を支援してきた。他方、資源ナショナリズムの高まりや開発条件の悪化等により、資源開発リスクは引き続き上昇傾向にある。また、一部のレアメタルについては、上流のみならず中流工程についても特定国による寡占化が進みつつあるという課題もある。このため、引き続き JOGMEC を通じた継続的な資源探査や開発に係る正確な情報の収集・発信等に取り組みつつ、特に需要の急増が見込まれ、供給途絶が懸念される鉱種については、リスクマネー支援を強化する。 国内非鉄製錬所は、鉱物資源のサプライチェーンの要として、高品質な金属地金供給、鉱石等の副産物であるレアメタル回収、使用済製品のリサイクルによる資源循環等の重要な機能を担っている。他方、鉱石等の品位の低下や新興国の需要拡大に伴う国際的な競争激化等を背景として、非鉄製錬所を取り巻く環境は厳しい状況となっている。このため、国内製錬所における鉱石等の調達リスクや需要の急激な変動リスク等を低減するための支援を強化することにより、特定国に依存しない強靱なサプライチェーンの構築に取り組む。また、各非鉄製錬所の得意分野を活かしたりリサイクル資源の最大限の活用、製錬等のプロセス改善・技術開発による回収率向上、企業間連携・設備導入等による生産性向上等のための投資を促進していく。さらに、海外からの供給リスクを大きく低減するため、レアメタルの使用量低減技術やその機能を代替する新材料開発に向けた取組の更なる支援を行う。 レアメタルの短期的な供給途絶対策である備蓄制度については、需要家のニーズの変化や鉱種ごとの供給動向等も踏まえ、必要な
--	--	--	---

			備蓄量を確保するとともに、備蓄鉱種を柔軟に入れ替えるなど、機動的な対応が可能となるよう、不断に制度の改善を行っていく。 こうした施策に加え、首脳・閣僚レベルを始めとする包括的資源外交を重層的に展開することにより、ベースメタルの自給率(2018年度は 50.1%)については、引き続き 2030 年までに 80%以上を目指す。さらに、リサイクルによる資源循環を促進することによって、我が国企業が権益を有する海外自山鉱等からの調達確保を合わせて 2050 年までに国内需要量相当のベースメタル確保を目指す。なお、レアメタルについては、ベースメタル生産の副産物であることが多いこと、権益比率とは関係なくオフテイク権が設定されることが多いことから、一律の自給率目標は設けず、鉱種ごとに安定供給確保に取り組んでいく。
	②	政策体系における政策目的の位置付け	6.資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を 2030 年に 50%以上、2040 年には 60%以上に引き上げる。 ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する(金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源(ベースメタル)の自給率を 2030 年までに 80%以上に引き上げる」を設定)。 ※石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。 ※鉱物資源(ベースメタル)の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「金属需要量」、「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、貿易統計(財務省)、業界団体・事業者からの聞き取り調査による。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の自主開発比率(金属鉱物資源にあっては自給率)を引き上げることで、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の資源安定供給が確保される。

10	有効性等	① 適用数	(単位: 件)																																			
			<table><tr><td>年度 項目</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>探鉱準備金又は海外探鉱準備金</td><td>27</td><td>19</td><td>19</td><td>22</td><td>20</td><td>20</td><td>21</td><td>20</td></tr><tr><td>新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費</td><td>10</td><td>9</td><td>8</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td></tr></table>									年度 項目	2	3	4	5	6	7	8	9	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	27	19	19	22	20	20	21	20	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	10	9	8	9	9	9	9	9
			年度 項目	2	3	4	5	6	7	8	9																											
			探鉱準備金又は海外探鉱準備金	27	19	19	22	20	20	21	20																											
			新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	10	9	8	9	9	9	9	9																											
		※出典: ①令和 2 年度～令和 4 年度: 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)																																				
		②令和 5～9 年度: 前 3 年度の平均値(推計)																																				
		② 適用額	(単位: 億円)																																			
			<table><tr><td>年度 項目</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>探鉱準備金又は海外探鉱準備金</td><td>236</td><td>207</td><td>404</td><td>282</td><td>273</td><td>310</td><td>279</td><td>287</td></tr><tr><td>新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費</td><td>48</td><td>55</td><td>33</td><td>45</td><td>45</td><td>41</td><td>44</td><td>43</td></tr></table>									年度 項目	2	3	4	5	6	7	8	9	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	236	207	404	282	273	310	279	287	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	48	55	33	45	45	41	44	43
			年度 項目	2	3	4	5	6	7	8	9																											
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	236		207	404	282	273	310	279	287																													
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	48		55	33	45	45	41	44	43																													
※出典: ①令和 2 年度～令和 4 年度: 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)																																						
②令和 5～9 年度: 前 3 年度の平均値(推計)																																						
③ 減収額	○法人税 (単位: 億円)																																					
	<table><tr><td>年度 項目</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>探鉱準備金又は海外探鉱準備金</td><td>55</td><td>48</td><td>94</td><td>66</td><td>69</td><td>76</td><td>70</td><td>72</td></tr><tr><td>新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費</td><td>11</td><td>13</td><td>8</td><td>11</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr></table>									年度 項目	2	3	4	5	6	7	8	9	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	55	48	94	66	69	76	70	72	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	11	13	8	11	10	10	10	10		
	年度 項目	2	3	4	5	6	7	8	9																													
	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	55	48	94	66	69	76	70	72																													
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	11	13	8	11	10	10	10	10																													
※出典: ①令和 2 年度～令和 4 年度: 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)を基に経済産業省にて算出																																						
②令和 5～9 年度: 前 3 年度の平均値(推計)																																						
○法人住民税 (単位: 億円)																																						
<table><tr><td>年度 項目</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr></table>									年度 項目	2	3	4	5	6	7	8	9																					
年度 項目	2	3	4	5	6	7	8	9																														

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

			令和 2 年度 : 50.4% 令和 3 年度 : 45.8% 令和 4 年度 : 37.7% 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により、探鉱開発投資が促進されることで自主開発比率の維持・向上につながり、我が国石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の安定供給確保に寄与する。 石油・天然ガスにおける令和 4 年度の探鉱準備金取崩額に対する探鉱投資額の比率は概ね 7 割程度であり、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、本措置の延長により、今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる。 金属鉱物における令和 4 年度の探鉱準備金取崩額に対する探鉱投資額の比率は、概ね 8 割程度であり、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、我が国の鉱物資源（ベースメタル）の自給率について、算出根拠である経済産業省の統計が令和 2 年度で終了し、一部の代替データ利用により令和 3 年度から減少しているが、本制度は自給率向上の下支えとして有効であると考えられる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	補助金等の予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確実で予見可能性が低い。一方、本制度は税法上の要件を満たすことによって利用できる制度であり、準備金から探鉱費を支出することにより、特別控除が受けられることから、企業の探鉱投資を誘導、促進させる制度として補助金等よりも中立で予見可能性があることから、政策手段としての確。 また、本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。 なお、自主開発比率等は長期的には増加傾向にあるものの、開発から時間が経過し、例えば、非鉄金属鉱山では資源価格の変動により上流権益獲得への動きが遅滞するなどの懸念があることから、石油・天然ガス及び金属鉱物資源の安定供給を確保するためには、本制度により企業の探鉱投資を誘導・促進することで、2030 年に向けて引き続き自主開発比率等の向上を図ることが必要。
		② 他の支援措置や義務付け等との役	本制度は、鉱業経営の基盤であるが、操業の継続に伴い漸次減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填（＝鉱業資本を回収）することを可能とし、我が国企業による継続的に探鉱・開発を円滑に進めて

		割分担	いく上で必要不可欠な制度である。 本制度以外の税制措置としては、海外投資等損失準備金がある。海外投資等損失準備金は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図るものであり、民間の探鉱開発投資を促進する上で基盤となるものである。 なお、減耗控除における海外自主開発法人への出資について、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない(措置法第58条第14項)。 予算措置は、特にリスクが高いと考えられる案件等、一部のプロジェクトに対して、(独)エネルギー・金属鉱物資源機構の出資等により民間の出資負担を軽減し、民間の探鉱開発投資を支援するものとして以下事業が存在。 ・(独)エネルギー・金属鉱物資源機構 石油・天然ガス海外探鉱等事業への出資・債務保証(出資金) 金属鉱物海外探鉱等事業への出融資・債務保証
		③ 地方公共団体が協力する相当性	我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等について、長期的かつ持続的な安定供給を維持・確保することは、国民生活や地域産業の維持に必要であることから、法人税と併せて法人住民税、法人事業税についても同様の効果を適用することが相当である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月(R3 経産 04)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定事業継続力強化設備等の特別償却(中小企業防災・減災投資促進税制)の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税 16) 法人住民税、法人事業税:義(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税:外(国税 16)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受け、その認定から1年を経過する日までの間に、事業継続力強化設備等としてその認定計画に記載された一定の設備を取得等した場合に、取得価額の18%(令和7年4月1日以降に取得等をする場合は16%)の特別償却が適用できる。
			《要望の内容》 適用期限を2年間延長する 等
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第11条の3 租税特別措置法施行令第6条の2 法人税 租税特別措置法第44条の2 租税特別措置法施行令第28条の5
5	担当部局		経済産業省中小企業庁経営支援部経営安定対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和3年～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		《令和元年度》 中小企業防災・減災投資促進税制を創設 (適用期限は令和2年度末まで) 《令和3年度》 設備のかさ上げに用いる架台、停電時の電力供給装置、感染症対策設備を対象設備に追加した上で延長 (適用期限は令和4年度末まで) 《令和5年度》 耐震装置を対象設備に追加した上で延長 (適用期限は令和6年度末まで)
8	適用又は延長期間		令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業が、自然災害等の発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進。 《政策目的の根拠》 中小企業等経営強化法第 66 条(中小企業者の事業継続力強化に資するための措置)では、「国、地方公共団体、親事業者、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者は、基本方針を勘案し、中小企業者の事業継続力強化に資するため、中小企業者の行う事業継続力強化に資する助言、研修、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とされている。 (以下参考) ・中小企業等経営強化法第 2 条第 15 項(定義) この法律において、「事業継続力強化」とは、事業者が、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害(以下「自然災害等」という。)の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、自然災害等が発生した場合における対応手順の決定、当該影響の軽減に資する設備の導入、損害保険契約の締結、関係者との連携及び協力その他の事業活動に対する当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、必要な組織の整備、訓練の実施その他の当該対策の実行性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。 ・中小企業等経営強化法第 3 条(基本方針) 主務大臣は、中小企業等の経営強化に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。 第 2 項 四 中小企業の事業継続力強化に関する次に掲げる事項 イ 単独で行う事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項 (1) 自然災害等が発生した場合における対応手順 (2) 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置 (3) 事業活動を継続するための資金の調達手段 (4) 親事業者(下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第一百四十五号)第二条第二項に規定する親事業者をいう。以下同じ。)、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力 (5) 事業継続力強化の実効性を確保するための取組 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、事業継続力強化に資する対策及び取組 ロ 連携して行う事業継続力強化(以下「連携事業継続力強化」という。)の内容に関する次に掲げる事項 (1) 連携事業継続力強化における連携の態様 (2) 連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置 (3) 地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者による連携事業継続力強化に係る協力 (4) 連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組 ハ 事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき事項
---	------	--------------	---

		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展						
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業が、自然災害等の発生時における事業継続を図る能力を強化し、防災・減災効果を獲得すること。						
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。 計画認定事業者にアンケートを実施したところ、税制活用事業者は税制未活用事業者に比べて、被災した際に「被害を抑制できた」と回答した割合が高かった。 今後も自然災害が頻発する可能性が考えられることから、本税制の活用を促進することが重要。						
10	有効性等	① 適用数	(単位: 者)						
				令和 3	4	5	6	7	8
			適用件数	20	15	10	23	58	180
			令和 3 年度、4 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から記載。 令和 5 年度、6 年度、7 年度、8 年度については過去の実績から推計。						
		② 適用額	(単位: 千円)						
				令和 3	4	5	6	7	8
			適用額	34,444	38,608	33,501	65,550	165,300	513,000
			令和 3 年度、4 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から記載。 令和 5 年度、6 年度、7 年度、8 年度については過去の実績から推計。						
		③ 減収額	(単位: 千円)						
				令和 3	4	5	6	7	8
			法人税	7,991	8,957	7,772	15,208	38,350	119,016
			法人住民税	559	627	544	1,065	2,685	8,331
			法人事業税	3,303	3,703	3,213	6,287	15,852	49,197
			令和 3 年度、4 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から記載。 令和 5 年度、6 年度、7 年度、8 年度については過去の実績から推計。						

		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業等強靱化法の施行（令和元年7月）以降、令和6年3月末までに約 67,000 者の事業継続力強化計画を認定している一方、本税制を活用した設備投資については、令和6年3月末までに約 78 者（推計含む）の税制適用実績にとどまっている。 【事業継続力強化計画の認定状況】 ・令和 3 年度時点：40,468 者 ・令和 4 年度時点：53,094 者 ・令和 5 年度時点：67,321 者 令和 6 年能登半島地震をはじめ、自然災害が全国で多発する中、今後も継続した地震や水害といった災害等の発生が予想され、中小企業者等が自ら行う事前の備えを後押しし、防災・減災能力を強化していくことは喫緊の課題である。また、実際の直接的な被害の抑制、事業停止による被害の軽減のためには、防災・減災設備の導入が不可欠である。 事業継続力強化計画の策定を促進するとともに、自然災害等に対するより実効性の高い取組を後押しする方策の一つとして、特別償却の税制措置を行うことで、防災・減災に向けた設備投資を通じた中小企業等の事業継続力の強化を図ることが引き続き必要である。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制を措置することにより、事業者は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収等のメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。 認定事業者に対して実施したアンケートにおいて、税制措置の効果として、「設備投資を増やすことができた」が 38.3%、「設備投資の時期を早めることができた」が 35.0%との回答があった。また、同アンケートにおいて被災経験のある認定事業者に減災効果を伺ったところ、税制活用事業者は未活用事業者と比べて、被災した際の被害抑制率が 44%も高かったことから、本税制は防災・減災設備への企業の投資を後押しし、導入した防災・減災設備によって災害時に被害を抑制している。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。 税制活用事業者にアンケートを実施したところ、税制効果があることによって「設備投資額を増やすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」と約 7 割の企業が回答（令和 4 年度中小企業庁アンケートより）。本税制が防災・減災設備への企業の投資判断を後押ししている。 今後も自然災害が継続して発生する可能性が見込まれることから、本税制を活用した企業が災害時にも事業を継続し、サプライチェーンの維持等に資することが重要。

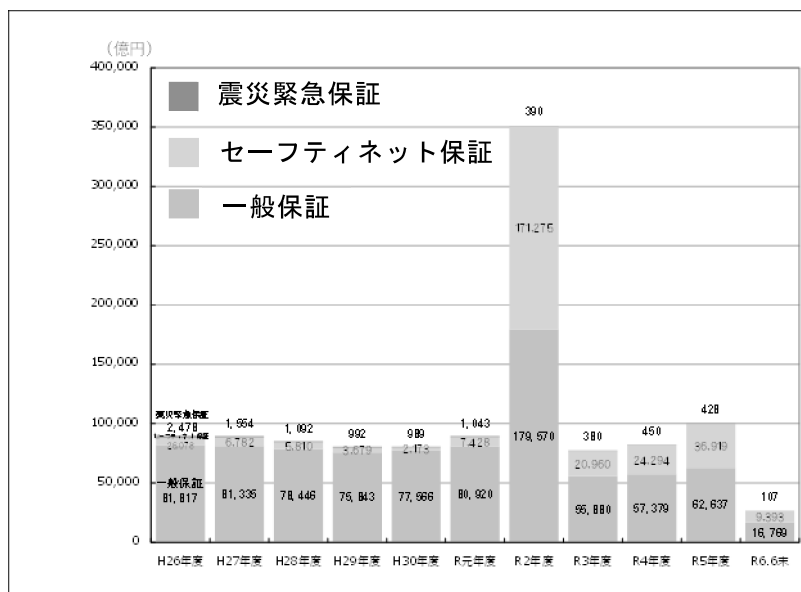
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制では、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業における、実効性の高い防災・減災対策の実践のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備（機械装置、器具備品、建物附属設備）を取得する場合に適用を可能としている。 本税制を措置することにより、事業者は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収等のメリットを享受でき、計画取得に係るインセンティブとして中小企業の実効性のある事前対策を促進できる。 計画の認定に係る他の措置として、補助金の加点措置においては、あくまで防災減災に係る措置ではなく、計画策定に係るインセンティブとして措置しているところ。金融支援（日本政策金融公庫による資金繰り支援、信用保証枠の拡大）においては、設備投資の前段階である資金調達を支援するものであるから、本税制と措置とはインセンティブが異なっている。 中小企業が行う自然災害等への事前対策の強化は、喫緊の課題である点を踏まえ、サプライチェーンの強靱化のために、適用期限を延長することで、引き続き中小企業の実効性のある事前対策を促進することが可能。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	計画の認定に係る他の措置として、補助金の加点措置があるが、本補助金においては防災・減災設備を対象としておらず、あくまで計画策定に係るインセンティブとして措置している。 また、他の支援策として金融支援（日本政策金融公庫による資金繰り支援、信用保証枠の拡大）を措置しているが、対象を設備資金に限定しておらず、運転資金を含む事業継続力強化計画の実施に必要な資金を貸付対象としている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制を活用し、中小企業の防災・減災設備投資を促進し、自然災害等発生時においても中小企業が事業を継続することにより、サプライチェーンの途絶や地域経済の停滞を防ぐことが可能となる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月（R4 経産 07）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(登録免許税:外)(国税 18)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 本特例措置は信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税について、担保物件の内容にかかわらず一律に 1.5/1,000 に軽減する制度である。 保証に係る担保としての抵当権の設定登記等に係る登録免許税は、実務上、保証制度を利用する中小企業者等が負担しているところ、本特例措置は有担保保証に係る中小企業者等の利用負担を軽減し、信用保証制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援するため、一律に軽減措置を講じているものである。 《要望の内容》 措置の適用期限を 2 年間延長し、令和 9 年 3 月 31 日までとする。 《関係条項》 租税特別措置法第 78 条第 1 項
5	担当部局		中小企業庁事業環境部金融課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 6 年 9 月 分析対象期間: 令和 3 年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		・昭和 46 年に創設 ・以後 2 年ごとに延長 ・平成 23 年に軽減率縮減 (担保物件によらず一律 1/1,000 に軽減 → 改正後一律 1.5/1,000 に措置が縮減) ※ただし、「所得税法等の一部を改正する法律案」が年度末までに成立しなかったため、平成 23 年 4 月 1 日～6 月 30 日までは 1/1,000、平成 23 年 7 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日までは 1.5/1,000 ・以後 2 年ごとに延長
8	適用又は延長期間		2 年間(令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 信用保証制度の利用を通じた中小企業者等への幅広い資金繰り支援により、必要かつ十分な資金供給を行う。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする」と明記されている。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展																														
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 資金繰り DI の改善及び保証承諾実績の増加 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業者等が信用保証協会に担保を提供する際、信用保証料に加え、登録免許税を負担する必要。 本特例措置により、有担保保証に係る中小企業者等の登録免許税の負担を 4/1,000 等から一律 1.5/1,000 に軽減し、信用保証制度の利用を通じた、資金繰り円滑化に寄与している。																														
10	有効性等	① 適用数	[適用件数の推移] (単位: 件) <table><tr><td>年度</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>件</td><td>1,275</td><td>1,319</td><td>1,388</td><td>863</td><td>982</td><td>1,031</td><td>1,843</td><td>1,991</td><td>2,150</td></tr></table> ※出典: H30～R5(実績) 法務省「民事・訟務・人権統計年報」 R6～R8(推計) 経済産業省試算 本特例措置は、保証付き融資のうち有担保の場合であって、信用保証協会が担保の抵当権を新規に設定登記等する場合(下記(ウ)等)に適用される措置であるため、そもそも信用保証制度を利用する全ての中小企業者等への適用が想定されるものではないことから、上記適用件数は適当な水準である。 <令和 5 年度の例>(出典:(一社)全国信用保証協会連合会) (ア) 保証承諾件数 ・・・約 62 万件 (イ) (ア)のうち、信用保証協会が担保設定した有担保保証の件数 ・・・約 6,400 件 (ウ) (イ)のうち、当該年度で新規に抵当権設定登記等をした件数 ・・・約 1,200 件 また、信用保証協会の利用対象者は、信用保証協会法第 20 条第 1 項に基づく「中小企業者等」とされているため、本特例措置が特定の業種に偏って適用されているわけではない。	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	件	1,275	1,319	1,388	863	982	1,031	1,843	1,991	2,150										
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8																								
件	1,275	1,319	1,388	863	982	1,031	1,843	1,991	2,150																								
		② 適用額	[適用額の推移] (単位: 百万円) <table><tr><td>年度</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>適用額(億円)</td><td>285</td><td>287</td><td>268</td><td>181</td><td>206</td><td>217</td><td>313</td><td>338</td><td>366</td></tr><tr><td>納付額(百万円)</td><td>44</td><td>44</td><td>60</td><td>27</td><td>31</td><td>32</td><td>47</td><td>51</td><td>55</td></tr></table> ※出典: H30～R5(実績) (一社)全国信用保証協会連合会 R6～R8(推計) 経済産業省試算 ※適用額＝適用件数×21 百万円(過去 3 年間の平均)で試算 ※納付額＝適用額×税率 1.5/1,000(本特例措置の多くを占める不動産登記の税率)で試算 <令和 5 年度の例>(出典:(一社)全国信用保証協会連合会) (ア) 保証承諾金額 ・・・約 9 兆 9,983 億円 (イ) (ア)のうち、信用保証協会が担保設定した有担保保証の保証承諾金額 ・・・約 1,195 億円 (ウ) (イ)のうち、当該年度で新規に抵当権設定登記等をした保証承諾金額	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	適用額(億円)	285	287	268	181	206	217	313	338	366	納付額(百万円)	44	44	60	27	31	32	47	51	55
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8																								
適用額(億円)	285	287	268	181	206	217	313	338	366																								
納付額(百万円)	44	44	60	27	31	32	47	51	55																								

		・・・約 261 億円																																																
③	減収額	[減収額の推移] (単位: 百万円) <table><thead><tr><th>年度</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr></thead><tbody><tr><td>納付額 (再掲)</td><td>44</td><td>44</td><td>60</td><td>27</td><td>31</td><td>32</td><td>47</td><td>51</td><td>55</td></tr><tr><td>減収額</td><td>73</td><td>73</td><td>101</td><td>45</td><td>52</td><td>54</td><td>78</td><td>85</td><td>91</td></tr></tbody></table> ※出典: H30～R5(実績) 法務省「民事・訟務・人権統計年報」の登録免許税実績額より経済産業省推計 R6～R8(推計) 経済産業省試算 ※減収額＝登録免許税納付額×2.5/1.5として試算 ※税率 本則[4/1000]－本措置[1.5/1000]＝軽減税率[2.5/1000] (本特例措置の多くを占める不動産登記の税率で試算)	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	納付額 (再掲)	44	44	60	27	31	32	47	51	55	減収額	73	73	101	45	52	54	78	85	91																		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8																																									
納付額 (再掲)	44	44	60	27	31	32	47	51	55																																									
減収額	73	73	101	45	52	54	78	85	91																																									
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 【中小企業者の資金繰りの状況】 <table><thead><tr><th></th><th>I 17</th><th>III 17</th><th>I 18</th><th>III 18</th><th>I 19</th><th>III 19</th><th>I 20</th><th>III 20</th><th>I 21</th><th>III 21</th><th>I 22</th><th>III 22</th><th>I 23</th><th>III 23</th><th>I 24</th></tr></thead><tbody><tr><td>中小企業（短観）</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>12</td><td>11</td><td>10</td><td>-1</td><td>5</td><td>10</td><td>8</td><td>7</td><td>8</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>中小企業・小規模事業者（中小企業景況調査）</td><td>25</td><td>28</td><td>25</td><td>28</td><td>25</td><td>28</td><td>25</td><td>-64</td><td>35</td><td>35</td><td>30</td><td>35</td><td>30</td><td>35</td><td>-15.6</td></tr></tbody></table> 【保証承諾実績】 (出典：中小企業景況調査（中小企業庁）) 令和3年度：77,220 億円 令和4年度：82,123 億円 令和5年度：99,983 億円 令和6年度4月～6月：26,269 億円		I 17	III 17	I 18	III 18	I 19	III 19	I 20	III 20	I 21	III 21	I 22	III 22	I 23	III 23	I 24	中小企業（短観）	10	11	12	13	12	11	10	-1	5	10	8	7	8	7	8	中小企業・小規模事業者（中小企業景況調査）	25	28	25	28	25	28	25	-64	35	35	30	35	30	35	-15.6
	I 17	III 17	I 18	III 18	I 19	III 19	I 20	III 20	I 21	III 21	I 22	III 22	I 23	III 23	I 24																																			
中小企業（短観）	10	11	12	13	12	11	10	-1	5	10	8	7	8	7	8																																			
中小企業・小規模事業者（中小企業景況調査）	25	28	25	28	25	28	25	-64	35	35	30	35	30	35	-15.6																																			



(出典：(一社)全国信用保証協会連合会)

中小企業者等の資金繰りはこれまで改善傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一時急激に状況悪化するが、信用保証協会の無利子・無担保融資等のコロナ関連融資を積極的に実施したことにより、保証承諾実績は増加し、中小企業者等の資金繰り状況も改善された。

一方で、コロナ禍の長期化、物価高等の状況下もあり、コロナ関連融資等の債務返済に苦慮する中小企業者等が多く存在し、特に企業規模が小さく信用力に乏しい中小企業者等の追加的な資金繰り支援を行って行くためにも、有担保保証は有力な選択肢となる。

本特例措置は有担保保証に係る信用保証制度の利用負担を軽減するものであるため、中小企業者等の資金繰りに一定の寄与をしている。

※保証承諾に占める有担保保証の割合(金額ベース)

令和3年度:8.5%

令和4年度:8.8%

令和5年度:7.7%

(出典:(一社)全国信用保証協会連合会)

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

信用保証制度利用者の約90%が、従業員20人以下の小規模事業者や個人事業主などの経営基盤が脆弱な者であり、そうした者ほど、資金調達の際の費用負担は相対的に大きいものであるため、本特例措置の効果は高い。

本特例措置は中小企業者等の信用保証制度の利用負担(※)を軽減し、資金繰り円滑化に寄与する。

※小規模事業者の6割超は赤字計上、黒字であっても4割が1百万円程度の黒字であり、仮に本特例措置の縮小・撤廃による負担増加額が数万円であっても、必要資金額の調達が難易化や僅少な所得の減少による赤字拡大や資本蓄積の減少などの結果をもたらすこととなり、影響の広がり大きい。

			[本特例措置による 1 件当たり軽減額(減収額/件数)] <table><tr><th></th><th>適用 件数 (A)</th><th>納付額 (百万円) (B)</th><th>減収額 (百万円) (C)</th><th>1 件当たりの 軽減額(千円) (C/A)</th></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>1,275</td><td>43.8</td><td>73.0</td><td>57</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>1,319</td><td>43.8</td><td>73.0</td><td>55</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>1,388</td><td>60.5</td><td>100.9</td><td>73</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>1,442</td><td>118.5</td><td>197.6</td><td>137</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>1,618</td><td>62.0</td><td>103.3</td><td>64</td></tr></table> ※出典:法務省「民事・訟務・人権統計年報」 ※減収額(C)＝登録免許税納付額(B)×2.5/1.5 として経済産業省推計 ※税率 本則[4/1000]－本措置[1.5/1000]＝軽減税率[2.5/1000] (本特例措置の多くを占める不動産登記の税率で推計)		適用 件数 (A)	納付額 (百万円) (B)	減収額 (百万円) (C)	1 件当たりの 軽減額(千円) (C/A)	平成 30 年度	1,275	43.8	73.0	57	令和元年度	1,319	43.8	73.0	55	令和 2 年度	1,388	60.5	100.9	73	令和 3 年度	1,442	118.5	197.6	137	令和 4 年度	1,618	62.0	103.3	64
	適用 件数 (A)	納付額 (百万円) (B)	減収額 (百万円) (C)	1 件当たりの 軽減額(千円) (C/A)																													
平成 30 年度	1,275	43.8	73.0	57																													
令和元年度	1,319	43.8	73.0	55																													
令和 2 年度	1,388	60.5	100.9	73																													
令和 3 年度	1,442	118.5	197.6	137																													
令和 4 年度	1,618	62.0	103.3	64																													
	⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置は担保設定時に必要不可欠な登録免許税を軽減するものであるが、本措置がなければ、担保提供することによって必要資金額に係る与信を得たい中小企業者等の資金調達コストは実質的に引上げられることとなり、結果として中小企業者等の資金繰り支援という政策目的の実現を阻害することになる。 なお、本特例措置によって、毎年 300 億円程度の信用創造がなされており、中小企業の資金繰り円滑化に対する寄与度は大きい。 【信用創造効果(≒担保設定額＝納付額÷税率)】 <table><tr><th></th><th>納付額 (百万円)</th><th>担保設定額 (億円)</th></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>61</td><td>403</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>44</td><td>291</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>61</td><td>403</td></tr></table> ※納付額(出典:法務省「民事・訟務・人権統計年報」)から経済産業省推計。			納付額 (百万円)	担保設定額 (億円)	令和 2 年度	61	403	令和 3 年度	44	291	令和 4 年度	61	403																		
	納付額 (百万円)	担保設定額 (億円)																															
令和 2 年度	61	403																															
令和 3 年度	44	291																															
令和 4 年度	61	403																															
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、中小企業者等有担保による保証を利用する場合には一律に適用されるものであり、予見可能性が高く、利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する措置である上、予算の上限制約による中小企業者等の資金調達行動を歪めることもないため、他の措置と比べても妥当である。 また、政府系金融機関である日本政策金融公庫が抵当権を設定する際の登録免許税が非課税であることに対して、本特例措置は日本政策金融公庫と同様に公的金融を担う信用保証協会が設定する登録免許税の一部を軽減するものであるため、国民が納得できる必要最小限の特例措置である。 さらに、中小企業者等の信用リスクが高いが担保の提供があれば保証が可能となる場合や、無担保枠を超えた保証付き融資を利用する場合等、中小企業者等の資金調達の円滑化に関して、担保は重要な役割を果たしている。このため、本特例措置は、信用力に乏しい中小企業者等や、より大きな資金を調達したい中小企業者等の信用保証制度の利用負担軽減を図るものとして継続的に措置されており、適用期限の延長は必要不可欠である。																															

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	信用保証制度に係る支援措置には、本特例措置のほかに、①＜税制＞特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（信用保証協会）、②＜補助金＞経営安定関連保証等対策費補助金がある。 ①は、信用保証協会の財政基盤の強化のため、民間金融機関が信用保証協会に対して出えんをした場合に、当該出えん金を民間金融機関の損金算入を可能とする措置を講じることによって、信用保証協会の保証債務額の限度拡大に資するもの。また、②は信用保証協会に対する損失補償等である。 本特例措置は、有担保保証に係る中小企業者等の信用保証制度の利用負担を軽減するものであり、上記①及び②とは明確に役割分担ができています。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	印紙税：外（国税21）
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 株式会社日本政策金融等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合に必要となる印紙税を非課税とされている。 《要望の内容》 株式会社日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、所要の措置を講ずる。 《関係条項》 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項、同法施行令第8条第1項第3号・第4号、第2項第2号・5号
5	担当部局		中小企業庁事業環境部金融課 中小企業庁経営支援部小規模企業振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年8月 分析対象期間：令和2年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯		本措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の負担の軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で措置された。 措置された当初、令和3年1月末となっていた期限を特別貸付けの延長にあわせて、毎年度延長を行った。
8	適用又は延長期間		新型コロナウイルス感染症の影響の長期化をふまえ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援する。 《政策目的の根拠》 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項、同法施行令第8条第1項第3号・第4号、第2項第2号・5号

		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 —
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —
10	有効性等	① 適用数	—
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	当該措置は、新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。

		③ 地方公共団 体が協力す る相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期		令和5年8月

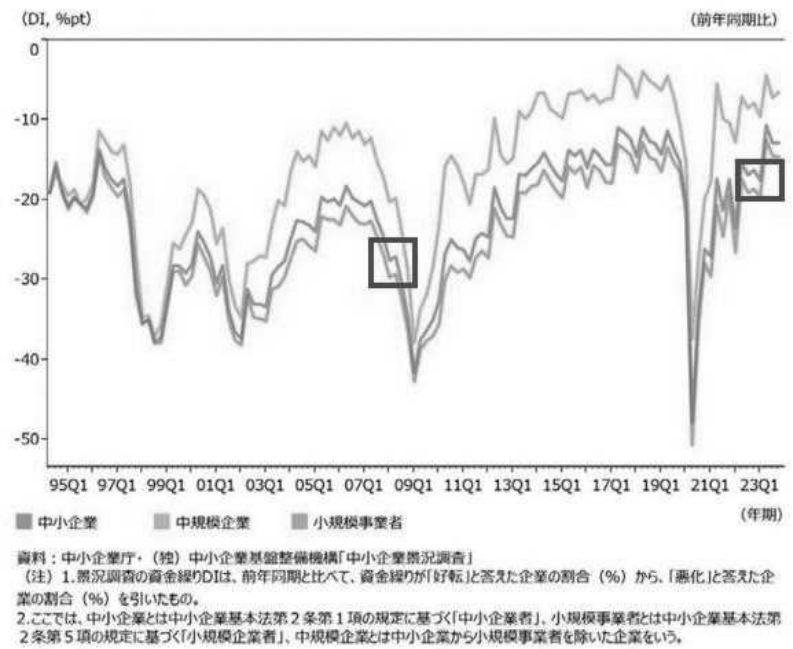
租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等の法人税率の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税 15）、法人住民税：義（地方 12）
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業者等に係る法人税について、年 800 万円以下の所得金額の部分については税率を 15%に軽減する。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。
			《関係条項》 法人税法第 66 条 租税特別措置法第 42 条の 3 の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 3 の 2
5	担当部局		経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 6 年 8 月 分析対象期間：令和 3 年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 21 年度改正 創設（本則 22%・租特 18%） 平成 23 年度改正 拡充（本則 22%→19%、租特 18%→15%） 平成 27 年度改正 延長（租特 19%→15%） 平成 29 年度改正 延長（租特 19%→15%） 令和元年度改正 延長（租特 19%→15%） 令和 3 年度改正 延長（租特 19%→15%） 令和 5 年度改正 延長（租特 19%→15%）
8	適用又は延長期間		2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争率の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の 2 年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条（自己資本の充実）では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を後押しするため、軽減税率引き下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。 測定指標は、延長後の適用期限において、中小企業を取り巻く業況、資金繰り状況、売上高の状況が、本措置導入以前と比較しても同等程度の水準に持続的に回復しているかどうか。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 人手不足、物価高・資源高等の影響が、中小企業にとって重荷になっているなど、各種経営課題も引き続き山積している。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定等を図るために、法人税率の軽減が必要。
10	有効性等	① 適用数	年 800 万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。 実績 ・令和 3 年度: 1,034,827 件 ・令和 4 年度: 1,068,172 件 ・令和 5 年度: 1,051,500 件 (出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値として推計。 今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値とすると以下のとおり。 ・令和 6 年度: 1,051,500 件 ・令和 7 年度: 1,051,500 件 ・令和 8 年度: 1,051,500 件
		② 適用額	・令和 3 年度: 42,533 億円 ・令和 4 年度: 44,020 億円 ・令和 5 年度: 43,277 億円 (出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値として推計。 今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値とすると以下のとおり。 ・令和 6 年度: 43,277 億円 ・令和 7 年度: 43,277 億円

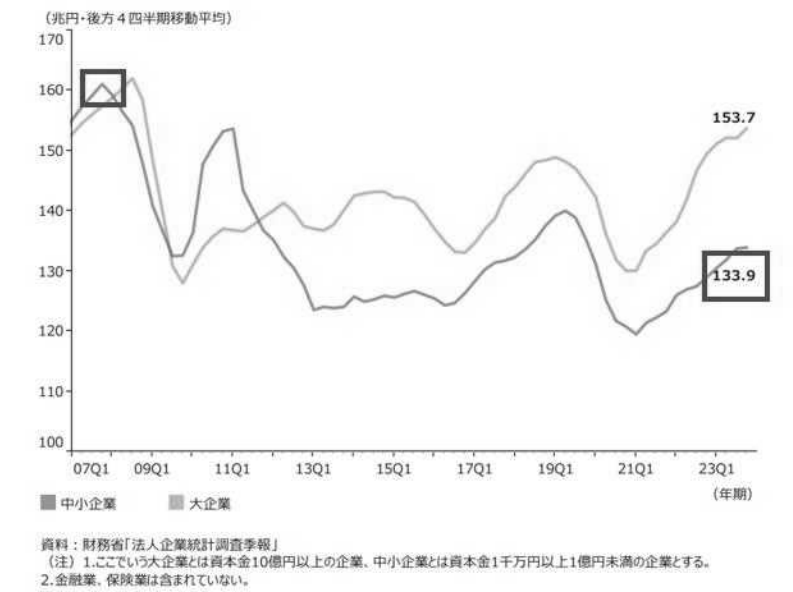
			・令和 8 年度:43,277 億円
		③ 減収額	法人税 ・令和 3 年度(19%→15%):1,701 億円 ・令和 4 年度(19%→15%):1,761 億円 ・令和 5 年度(19%→15%):1,731 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値として推計。 今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値とすると以下のとおり。 ・令和 6 年度(19%→15%):1,731 億円 ・令和 7 年度(19%→15%):1,731 億円 ・令和 8 年度(19%→15%):1,731 億円 法人住民税 ・令和 3 年度(19%→15%):119 億円 ・令和 4 年度(19%→15%):123 億円 ・令和 5 年度(19%→15%):121 億円 ※同年度の法人税の減収額に同年度の法人住民税率(7.0%)を乗じて算出 今後の見込みについても、上記法人税に法人住民税率 7.0%を乗じると以下のとおり。 ・令和 6 年度(19%→15%):121 億円 ・令和 7 年度(19%→15%):121 億円 ・令和 8 年度(19%→15%):121 億円
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 延長後の適用期限において、中小企業を取り巻く業況、資金繰り状況、売上高の状況が、本措置導入以前と比較しても同等程度の水準に持続的に回復しているかどうかという達成目標について、業況、資金繰り状況については、本措置導入以前と比較して同等程度の水準に回復しているが、売上高の状況は未だ達成できていないため、引き続き本制度が必要。

○売上高の推移

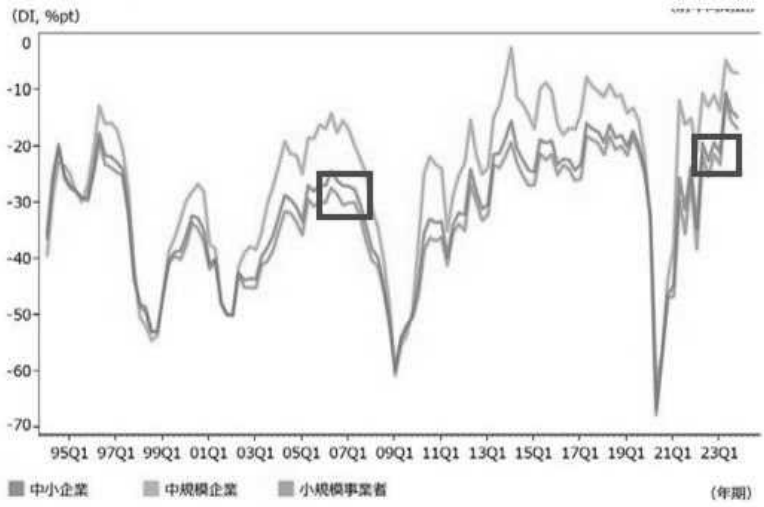


資料：中小企業白書 2024 第1-3-4 図「売上高の推移(企業規模別)」

○資金繰りDIの推移



資料：中小企業白書 2024 第1-3-6 図「資金繰りDIの推移(企業規模別)」

			○業況判断 DI の推移  資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業業況調査」 （注）1. 景況調査の業況判断DIは、前年同期と比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合（％）から、「悪化」と答えた企業の割合（％）を引いたもの。 2. ここでは、中小企業とは中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」、小規模事業者とは中小企業基本法第2条第5項の規定に基づく「小規模企業者」、中規模企業とは中小企業から小規模事業者を除いた企業をいう。 資料：中小企業白書 2024 第1-3-1 図「業況判断 DI の推移（企業規模別）」 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で 34 万円となっており、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で 34 万円となっており、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では 6 割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段としての的確であると言える。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置と類似の支援措置は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では 6 割を超える赤字企業に

			対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、地域に所在する中小企業の経営基盤強化等を通じ、地域経済の活性化に資するものである。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(R4 経産 06)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		保険会社等の異常危険準備金の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 17・地方税 13 (自動連動)) (法人税: 義、法人住民税: 義、法人事業税: 義)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業等協同組合法に基づき火災共済事業を行う火災等共済組合及び協同組合連合会（以下「火災等共済組合等」という。）は、火災共済に係る異常危険準備金の積立てにおいて、各事業年度の正味収入共済掛金の 2%（特例分）の損金算入が認められている。 《要望の内容》 本税制措置の適用期限を令和 10 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する。 《関係条項》 租税特別措置法 第 57 条の 5 租税特別措置法施行令第 33 条の 2
5	担当部局		経済産業省中小企業庁経営支援部経営支援課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 6 年 8 月 分析対象期間: 令和 3 年度～令和 9 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 28 年度 創設 昭和 34 年度 火災共済協同組合についても適用 昭和 36 年度 協同組合連合会についても適用（積立率 7%） ・無税積立率の変遷 平成 5 年度 5 年間の延長（積立率 5%（本則 2.5%）） 平成 10 年度 3 年間の延長 平成 13 年度 3 年間の延長 平成 16 年度 3 年間の延長 平成 19 年度 3 年間の延長 平成 22 年度 3 年間の延長（積立率 4%（本則 2%）） 平成 25 年度 3 年間の延長 平成 28 年度 3 年間の延長 平成 31 年度 3 年間の延長 令和 4 年度 3 年間の延長 ・洗替保証率の変遷 昭和 36 年度 火災共済協同組合 75%（協同組合連合会 90%） 昭和 53 年度 72%（87%） 昭和 54 年度 69%（84%） 昭和 55 年度 66%（81%） 昭和 56 年度 63%（78%） 昭和 57 年度 60%（75%） 平成 28 年度 45%（60%）

8	適用又は延長期間		令和7年4月1日～令和10年3月31日(3年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 火災等共済組合等は、その財務の健全性を確保することにより、共済利用者（中小企業者）に対し円滑かつ確実に共済金を支払うことが求められているところ、発生の時期・被害規模の予測が困難な異常災害が多発した場合においても、円滑かつ確実に共済金支払いを行うという社会的使命を担っている。こうした異常災害の多発に備えるため、火災等共済組合等に対し十分な異常危険準備金の積立てを促すことにより、火災等共済組合等の共済金支払能力を向上させるとともに、共済利用者（中小企業者）が安心してそのサービスを利用できるようにすることを目的とする。 ※中小企業等協同組合法に基づく火災等共済制度は、相互扶助の精神に基づき、大企業に比べ経済的に不利な立場にある中小企業者が被る火災等（風水害等の自然災害を含む）による経済的損失を、共済事業を通じて補填することで、中小企業者が安心して経済活動に専念できる環境を整備し、中小企業者の発展に寄与している。
			《政策目的の根拠》 中小企業等協同組合法において、火災等共済組合等は、毎事業年度末に、責任準備金の積立てが義務付けられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積立てなければならない（中小企業等協同組合法第58条第5項等）。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 異常災害に対する火災等共済組合等の共済金支払能力を向上させることにより、火災共済事業の持続可能性を確保し、中小企業者に係る経済社会の安定に資する。 そのために、異常危険準備金の積立残高については、異常災害のうち過去最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額）や各団体における再保険・再共済の締結内容等を踏まえ、各団体が設定した積立残高の目標額の合計以上を早期に積立て、これを維持することを目指す。 なお、本措置の適用期間中は、法令上の積立義務額にかかわらず、各事業年度につき正味収入共済掛金×4%（本措置による2%を含む）以上の異常危険準備金積立を行うことにより、早期の積立残高回復を推進する。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置でもって、火災等共済組合等における異常危険準備金の積極的な積立てを促すことにより、火災等共済組合等が異常災害に対応できる支払原資を確保することで、円滑かつ確実な共済金支払いが担保され、これによって共済利用者たる中小企業者の発

			展に寄与するものである。																								
10	有効性等	① 適用数	適用数等について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では本措置の対象となる火災等共済組合等に係る数値のみを抽出することができないため、火災等共済組合等からの報告値によると次のとおり。 【適用団体数、適用額】 （単位：万円） <table><tr><td></td><td>適用団体数</td><td>適用額</td></tr><tr><td>令和３年度</td><td>３団体</td><td>8,848</td></tr><tr><td>令和４年度</td><td>３団体</td><td>9,350</td></tr><tr><td>令和５年度</td><td>３団体</td><td>9,311</td></tr><tr><td>令和６年度見込</td><td>３団体</td><td>9,744</td></tr><tr><td>令和７年度見込</td><td>３団体</td><td>11,091</td></tr><tr><td>令和８年度見込</td><td>３団体</td><td>11,148</td></tr><tr><td>令和９年度見込</td><td>３団体</td><td>11,205</td></tr></table> ※ 出典：火災等共済組合等からの報告値 （調査実施者：中小企業庁、実施時期：令和６年） なお、本措置の適用対象団体数は４団体であるところ、本措置の適用がない１団体は、各事業年度における正味収入共済掛金の額に対する異常危険準備金の残高の割合が洗替保証率（45％）を超えていることによるものである。もっとも、当該団体においても、異常災害の発生により異常危険準備金の取崩しを行えば、適用期間中にも本措置を使用することができる。 ○適用対象団体数が４団体と僅少であることについて 火災等共済組合は他の都道府県の区域を地区とする火災等共済組合の地区と重複するものであってはならない旨の法令上の規定により、全国に４４団体であるが、このうち４１団体（火災等共済組合）は協同組合連合会の火災共済を共同で販売しており、その共済責任の全てを協同組合連合会にて負うこととしていることから、異常危険準備金の積立では当該協同組合連合会において行っている（そのため、上記の適用団体数は１団体としてカウントしている）。なお、残る３団体は単独で火災共済を販売しており、異常危険準備金も自ら積立っていることから、本措置の適用対象団体となっている。 したがって、実質的に４団体で全国をカバーしていることから、本措置は達成目標の実現に有効な手段である。		適用団体数	適用額	令和３年度	３団体	8,848	令和４年度	３団体	9,350	令和５年度	３団体	9,311	令和６年度見込	３団体	9,744	令和７年度見込	３団体	11,091	令和８年度見込	３団体	11,148	令和９年度見込	３団体	11,205
	適用団体数	適用額																									
令和３年度	３団体	8,848																									
令和４年度	３団体	9,350																									
令和５年度	３団体	9,311																									
令和６年度見込	３団体	9,744																									
令和７年度見込	３団体	11,091																									
令和８年度見込	３団体	11,148																									
令和９年度見込	３団体	11,205																									
		② 適用額	上記表のとおり。																								

③	減収額	【減収額】 (単位：万円) <table><tr><td></td><td>法人税</td><td>法人住民税</td><td>法人事業税</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>1,681</td><td>118</td><td>583</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>1,776</td><td>124</td><td>616</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>1,769</td><td>124</td><td>614</td></tr><tr><td>令和 6 年度見込</td><td>1,851</td><td>130</td><td>642</td></tr><tr><td>令和 7 年度見込</td><td>2,107</td><td>148</td><td>731</td></tr><tr><td>令和 8 年度見込</td><td>2,118</td><td>148</td><td>735</td></tr><tr><td>令和 9 年度見込</td><td>2,129</td><td>149</td><td>738</td></tr></table> ※ 減収額の算式は以下のとおりとした。 ○法人税：異常危険準備金当期積立額（割増特例分）×協同組合の税率（19.0％） ○法人住民税：法人税×協同組合の税率（7.0％：市町村分 6.0％＋都道府県分 1.0％） ○法人事業税：①＋②＋③ ① 法人事業税（所得割）：異常危険準備金当期積立額（割増特例分）×協同組合の税率（4.9％） ② 特別法人事業税：法人事業税（所得割）×協同組合の税率（34.5％） ③ 法人事業税（付加価値割）：異常危険準備金当期積立額（割増特例分）×協同組合の税率（0.0％） なお、異常災害による共済金支払いのための積立金の取崩額や積立後 10 年を超過した積立金は、益金に算入されることから、長期的に見れば収収減とはならない。		法人税	法人住民税	法人事業税	令和 3 年度	1,681	118	583	令和 4 年度	1,776	124	616	令和 5 年度	1,769	124	614	令和 6 年度見込	1,851	130	642	令和 7 年度見込	2,107	148	731	令和 8 年度見込	2,118	148	735	令和 9 年度見込	2,129	149	738
		法人税	法人住民税	法人事業税																														
令和 3 年度	1,681	118	583																															
令和 4 年度	1,776	124	616																															
令和 5 年度	1,769	124	614																															
令和 6 年度見込	1,851	130	642																															
令和 7 年度見込	2,107	148	731																															
令和 8 年度見込	2,118	148	735																															
令和 9 年度見込	2,129	149	738																															
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 異常危険準備金の積立残高は、平成 30 年度以降の異常災害（台風、集中豪雨、雪災等）の多発により取崩しが続いたため減少の一途で、以下のとおり依然として低水準となっている。（他方で、異常災害に対する準備金としての一定の機能を果たしてきた。） 自然災害が激甚化・頻発化する中で、異常危険準備金制度の意義は大きくなっているが、仮に平成 30 年度と同規模の異常災害が発生した場合（異常危険準備金の取崩額は 3,378 百万円）には、一部の団体において異常危険準備金が枯渇しうる危機的状況にあり、いつ発生するか予測ができない異常災害に備えるため、異常危険準備金の積立残高を早急に回復させる必要がある。 そのためにも、本措置を引き続き実施することにより、火災等共済組合等における異常危険準備金の早期積立てを促す必要がある。 なお、令和 6～9 年度の積立残高（見込値）は、異常災害の発生による異常危険準備金の取崩し如何によるため具体的な数値の予測は困難であるが、協同組合連合会における過去 10 年の異常災害発生年度の平均損害率規模の災害が、当該期間中に 1 度発生した前提での算出とした。（ただし、取崩額の取扱いについては便宜上、各事業年度に平準化することとした。）																																

	【異常危険準備金の積立残高の推移】 <table><tr><td>令和3年度</td><td>4,907百万円</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>4,168百万円</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>4,610百万円</td></tr><tr><td>令和6年度見込</td><td>4,900百万円</td></tr><tr><td>令和7年度見込</td><td>5,200百万円</td></tr><tr><td>令和8年度見込</td><td>5,550百万円</td></tr><tr><td>令和9年度見込</td><td>5,900百万円</td></tr></table> (参考) <table><tr><td>平成29年度</td><td>9,515百万円</td></tr><tr><td>平成30年度</td><td>6,381百万円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>5,409百万円</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>5,358百万円</td></tr></table> ※出典：火災等共済組合等からの報告値 (調査実施者：中小企業庁、実施時期：令和6年) 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 各事業年度につき正味収入共済掛金×4%（本措置による2%を含む）での異常危険準備金積立てを行った場合、各事業年度における積立額の見込みは次のとおり。そのうち、本措置分は上記「適用額」に記載のとおりである。 また、各火災等共済組合等の状況に応じて、本措置により繰延される税相当額の積増しに係る誘因となりうるものである。 <table><tr><td>令和6年度見込</td><td>19,973万円</td></tr><tr><td>令和7年度見込</td><td>22,654万円</td></tr><tr><td>令和8年度見込</td><td>22,753万円</td></tr><tr><td>令和9年度見込</td><td>22,852万円</td></tr></table> ※出典：火災等共済組合等からの報告値 (調査実施者：中小企業庁、実施時期：令和6年) 火災等共済組合等が異常危険準備金の積立てを積極的に行うことにより、異常災害に対応できる支払原資を確保することで、円滑かつ確実な共済金支払いが担保され、これによって共済利用者たる中小企業者の発展に寄与している。	令和3年度	4,907百万円	令和4年度	4,168百万円	令和5年度	4,610百万円	令和6年度見込	4,900百万円	令和7年度見込	5,200百万円	令和8年度見込	5,550百万円	令和9年度見込	5,900百万円	平成29年度	9,515百万円	平成30年度	6,381百万円	令和元年度	5,409百万円	令和2年度	5,358百万円	令和6年度見込	19,973万円	令和7年度見込	22,654万円	令和8年度見込	22,753万円	令和9年度見込	22,852万円
令和3年度	4,907百万円																														
令和4年度	4,168百万円																														
令和5年度	4,610百万円																														
令和6年度見込	4,900百万円																														
令和7年度見込	5,200百万円																														
令和8年度見込	5,550百万円																														
令和9年度見込	5,900百万円																														
平成29年度	9,515百万円																														
平成30年度	6,381百万円																														
令和元年度	5,409百万円																														
令和2年度	5,358百万円																														
令和6年度見込	19,973万円																														
令和7年度見込	22,654万円																														
令和8年度見込	22,753万円																														
令和9年度見込	22,852万円																														
⑤	税収減を是認する理由等 本措置により、火災等共済組合等の異常危険準備金積立時における税負担を軽減することで、共済利用者たる中小企業者の保護を目的として、異常災害に対応できる共済金支払原資を確保するため、異常危険準備金の積立てが促進される。 積立てられた異常危険準備金によって、平成30年以降の自然災害が激甚化・頻発化している状況下においても、火災等共済組合等の共済金支払いを円滑かつ確実なものとしており、異常危険準備金積立時における一時的な税収減を是認する効果があったものと考えられる。 なお、異常災害による共済金支払いのための積立金の取崩額や積立後10年を超過した積立金は、益金に算入されることから、長期的に見れば税収減とはならない。また、本措置により共済金を円滑に中小企業者に支払うことは、異常災害時における税収減をカバーする等、被災した中小企業者の早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資するものである。																														

11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	異常危険準備金の積立額の一部について損金算入を可能とする本措置は、火災等共済組合等の早期・計画的な異常危険準備金の積立促進に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。 また、本措置における損金算入の特例 2%は、租税特別措置により積立てた異常危険準備金の額が当該事業年度の正味収入共済掛金の額の 45%（協同組合連合会にあっては 60%）以下の場合に限り認められているものであり、取崩す際には益金に算入され課税所得とされることから実質的に国庫負担がなく、かつ事業者に対するインセンティブを付与するスキームは補助金や法令による措置では取りえず、必要最低限の措置として妥当である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	異常危険準備金については、中小企業等協同組合法に基づき、各事業年度の積立てに係る最低限の義務付けを行っているが、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	火災等共済組合等の異常危険準備金積立時における税負担を軽減することで、異常災害の発生に備えるために異常危険準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。 また、全国各地で生じる異常災害に対し、被災した中小企業者の生活及び経済活動の復旧に必要となる円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
12	有識者の見解			—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和 3 年 8 月（R3 経産 05）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税 25） （法人住民税：義（自動連動）、法人事業税：義（自動連動）（地方税 28）
		② 上記以外の税目	（所得税：外）
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の 30% の特別償却又は 7% の税額控除が選択適用（税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 5 租税特別措置法施行規則第 5 条の 8 法人税 租税特別措置法第 42 条の 6、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 6、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 3
5	担当部局		経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 6 年 8 月 分析対象期間：令和元年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 10 年度 「総合経済対策」（平成 10 年 4 月）に伴う措置として創設 平成 11 年度 1 年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量 8 トン以上→3.5 トン以上） 平成 12 年度 1 年間の延長（平成 13 年 5 月末までの適用期間の延長） 平成 13 年度 10 ヶ月の延長（平成 14 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 14 年度 2 年間の延長（平成 16 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成 16 年度 2 年間の延長（平成 18 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ 平成 18 年度 2 年間の延長（平成 20 年 3 月末までの適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見

			直し（デジタル複合機の追加） 平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加） 平成 26 年度 3 年間の延長（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充） 平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長（平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長） 令和元年度 2 年間の延長 （令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長） 令和 3 年度 2 年間の延長（令和 5 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。 令和 5 年度 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、対象資産のうち総トン数 500 トン以上の内航船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する装置（機器及び構造を含む。）の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。
8	適用又は延長期間		令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（2 年間）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条（自己資本の充実）では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展 ○経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～（令和 6 年 6 月 21 日） 第 1 章 成長型の新たな経済ステージへの移行 1. デフレ完全脱却の実現に向けて 企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。

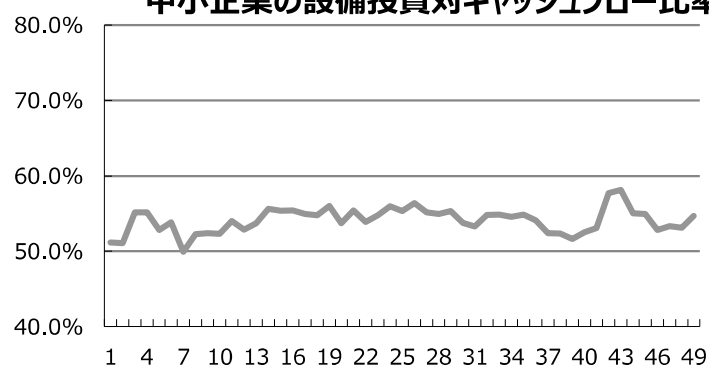
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業者等の経済活動の活性化を図る。 本税制措置の延長後の期限である令和 8 年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。 具体的には、近年の中小企業者等における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。 ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が ±5 ポイント程度の水準を維持する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
10	有効性等	① 適用数	○実績 特別償却 令和元年度:25,591 件 令和 2 年度:22,894 件 令和 3 年度:23,201 件 令和 4 年度:21,339 件 令和 5 年度:21,296 件 税額控除 令和元年度:28,339 件 令和 2 年度:26,166 件 令和 3 年度:28,656 件 令和 4 年度:29,254 件 令和 5 年度:29,196 件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 6 年度:21,253 件 令和 7 年度:21,210 件 令和 8 年度:21,168 件 税額控除 令和 6 年度:29,138 件 令和 7 年度:29,080 件

			令和 8 年度:29,022 件 ※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和 3 年度から令和 5 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.2%。今後、令和 4 年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。 <平均伸び率の算出(端数は四捨五入)> 令和 2 年 17.6% 令和 3 年 17.5%(前年比 -0.1%ポイント) 令和 4 年 17.1%(前年比 -0.4%ポイント) 令和 5 年 17.1%(前年比 0.0%ポイント) 平均 -0.2%ポイント
	②	適用額	○実績 特別償却 令和元年度:2,338 億円 令和 2 年度:1,999 億円 令和 3 年度:1,934 億円 令和 4 年度:1,814 億円 令和 5 年度:1,810 億円 税額控除 令和元年度:183 億円 令和 2 年度:163 億円 令和 3 年度:186 億円 令和 4 年度:189 億円 令和 5 年度:189 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 6 年度:1,806 億円 令和 7 年度:1,802 億円 令和 8 年度:1,798 億円 税額控除 令和 6 年度:189 億円 令和 7 年度:189 億円 令和 8 年度:189 億円 ※上記①適用数と同様に、令和 4 年度と同程度の実績を見込んで算出。

		③ 減収額	○実績 ●法人税 特別償却 令和元年度:367 億円 令和 2 年度:300 億円 令和 3 年度:315 億円 令和 4 年度:274 億円 令和 5 年度:273 億円 税額控除 令和元年度:183 億円 令和 2 年度:163 億円 令和 3 年度:186 億円 令和 4 年度:189 億円 令和 5 年度:189 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基 に試算した減収額(実績集計) ※令和 5 年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため 見込みと同様に推定。 ●法人住民税 特別償却 令和元年度:47 億円 令和 2 年度:21 億円 令和 3 年度:22 億円 令和 4 年度:19 億円 令和 5 年度:19 億円 税額控除 令和元年度:24 億円 令和 2 年度:11 億円 令和 3 年度:13 億円 令和 4 年度:13 億円 令和 5 年度:13 億円 ※法人税の減収額に法人住民税率(令和元年度は 12.9%、令和 2 年 度以降は 7%)をかけて算出。 ●法人事業税 特別償却 令和元年度:67 億円 令和 2 年度:58 億円 令和 3 年度:56 億円 令和 4 年度:52 億円 令和 5 年度:52 億円 ※特別償却による所得減少見込額に法人事業税率(6.7%)をかけて 算出。
--	--	--------------	--

		○見込み ●法人税 特別償却 令和 6 年度:272 億円 令和 7 年度:271 億円 令和 8 年度:270 億円 税額控除 令和 6 年度:189 億円 令和 7 年度:189 億円 令和 8 年度:189 億円 ※上記①適用数と同様に、令和 4 年度と同程度の実績を見込んで算出。 ●法人住民税 特別償却 令和 6 年度:19 億円 令和 7 年度:19 億円 令和 8 年度:19 億円 税額控除 令和 6 年度:13 億円 令和 7 年度:13 億円 令和 8 年度:13 億円 ※実績と同様に算出。 ●法人事業税 特別償却 令和 6 年度:52 億円 令和 7 年度:52 億円 令和 8 年度:52 億円 ※実績と同様に算出。
	④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。

中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率



資料：財務省「法人企業統計調査季報」 (年次)

(注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

(%)

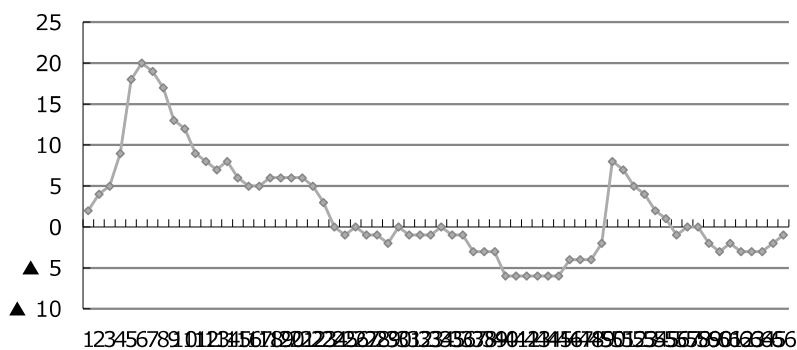
設備投資実施割合の推移



資料：日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」 (年次)

(DI,ポイント)

生産・営業用設備DIの推移



(年次)

資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注)1.ここでいう中小企業とは、資本金2,000万円以上1億円未満の企業とする。

(注)2.生産・営業用設備DIは、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合

			《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制があり、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%））を利用できる税制となっている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月（R4経産11）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税 26） （法人住民税：義（自動連動）、法人事業税：義（自動連動）（地方税 26）
		② 上記以外の税目	（所得税：外）－
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の 10% の税額控除（資本金 3,000 万円超の法人は 7%）が選択適用できる。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。 中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が 100 億円を超える中小企業（100 億企業）の創出を推進するため、100 億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置の創設等を行う。
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則第 5 条の 11 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9
5	担当部局		経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 6 年 8 月 分析対象期間：令和元年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設（適用期間は平成 31 年 3 月末まで） 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長

			(適用期間は令和 3 年 3 月末まで) 令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加 令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長 (適用期間は令和 5 年 3 月末まで) 令和 5 年度 2 年間の延長(令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外
8	適用又は延長期間		令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備や IT 化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。 7. 中小企業の発展 ○中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号) (目的) 第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～(令和 6 年 6 月 21 日) 第 1 章 成長型の新たな経済ステージへの移行 1. デフレ完全脱却の実現に向けて 企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。 第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

			2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化 売上 100 億円以上への成長を目指す中小企業について、関係省庁が連携するビジョンの策定及び地方公共団体や支援機関による支援体制の構築を行いつつ、それらの設備投資、M & A・グループ化等を促進する。
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の実産性向上は喫緊の課題であることから、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。 労働生産性を 2020 年度比で 5% 向上
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
10	有効性等	① 適用数	○実績 特別償却 令和元年度:17,325 件 令和 2 年度:15,742 件 令和 3 年度:16,266 件 令和 4 年度:14,973 件 令和 5 年度:14,943 件 税額控除 令和元年度: 8,834 件 令和 2 年度: 7,337 件 令和 3 年度: 7,653 件 令和 4 年度: 7,596 件 令和 5 年度: 7,581 件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 6 年度:14,913 件 令和 7 年度:14,883 件 令和 8 年度:14,853 件 税額控除 令和 6 年度: 7,566 件

			令和 7 年度： 7,551 件 令和 8 年度： 7,536 件 ※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和 3 年度から令和 5 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、－0.2%。今後、令和 4 年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。 ＜平均伸び率の算出(端数は四捨五入)＞ 令和 2 年 17.6% 令和 3 年 17.5%(前年比 -0.1%ポイント) 令和 4 年 17.1%(前年比 -0.4%ポイント) 令和 5 年 17.1%(前年比 0.0%ポイント) 平均 -0.2%ポイント ※令和 7 年度以降の拡充内容については、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。
	②	適用額	○実績 特別償却 令和元年度:5,685 億円 令和 2 年度:4,742 億円 令和 3 年度:4,885 億円 令和 4 年度:5,005 億円 令和 5 年度:4,995 億円 税額控除 令和元年度:139 億円 令和 2 年度: 96 億円 令和 3 年度:115 億円 令和 4 年度:120 億円 令和 5 年度:120 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 6 年度:4,985 億円 令和 7 年度:4,975 億円 令和 8 年度:4,965 億円 税額控除 令和 6 年度:120 億円 令和 7 年度:120 億円 令和 8 年度:120 億円

			※上記①適用数と同様に、令和４年度と同程度の実績を見込んで算出。
		③ 減収額	○実績 ●法人税 特別償却 令和元年度：836 億円 令和２年度：672 億円 令和３年度：799 億円 令和４年度：772 億円 令和５年度：770 億円 税額控除 令和元年度：139 億円 令和２年度：96 億円 令和３年度：115 億円 令和４年度：120 億円 令和５年度：120 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績集計) ※令和５年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ●法人住民税 特別償却 令和元年度：108 億円 令和２年度：47 億円 令和３年度：56 億円 令和４年度：54 億円 令和５年度：54 億円 税額控除 令和元年度：18 億円 令和２年度：7 億円 令和３年度：8 億円 令和４年度：8 億円 令和５年度：8 億円 ※法人税の減収額に法人住民税率(令和元年度は 12.9%、令和２年度以降は 7%)をかけて算出。 ●法人事業税 特別償却 令和元年度：546 億円 令和２年度：453 億円 令和３年度：469 億円 令和４年度：480 億円 令和５年度：480 億円

			※特別償却による所得減少見込額に法人事業税率(6.7%)をかけて算出。 ○見込み ●法人税 特別償却 令和6年度:768億円 令和7年度:766億円 令和8年度:764億円 税額控除 令和6年度:120億円 令和7年度:120億円 令和8年度:120億円 ※上記①適用数と同様に、令和4年度と同程度の実績を見込んで算出。 ●法人住民税 特別償却 令和6年度:54億円 令和7年度:54億円 令和8年度:54億円 税額控除 令和6年度:8億円 令和7年度:8億円 令和8年度:8億円 ※実績と同様に算出。 ●法人事業税 特別償却 令和6年度:479億円 令和7年度:477億円 令和8年度:477億円 ※実績と同様に算出。
--	--	--	--

		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。 (単位：百万円) 中小企業の労働生産性の推移 <table><caption>中小企業の労働生産性の推移 (単位：百万円)</caption><thead><tr><th>年</th><th>労働生産性</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>5.5</td></tr><tr><td>2</td><td>5.4</td></tr><tr><td>3</td><td>5.3</td></tr><tr><td>4</td><td>5.4</td></tr><tr><td>5</td><td>5.5</td></tr><tr><td>6</td><td>5.4</td></tr><tr><td>7</td><td>5.5</td></tr><tr><td>8</td><td>5.4</td></tr><tr><td>9</td><td>5.5</td></tr><tr><td>10</td><td>5.6</td></tr><tr><td>11</td><td>5.5</td></tr><tr><td>12</td><td>5.6</td></tr><tr><td>13</td><td>5.7</td></tr><tr><td>14</td><td>5.8</td></tr><tr><td>15</td><td>5.7</td></tr><tr><td>16</td><td>5.6</td></tr><tr><td>17</td><td>5.5</td></tr><tr><td>18</td><td>5.4</td></tr><tr><td>19</td><td>5.20</td></tr><tr><td>20</td><td>5.43</td></tr></tbody></table> (出典) 財務省「法人企業統計」より財務課集計 ※中小企業＝資本金1億円未満として集計 ※労働生産性＝付加価値（当期末）÷期中平均従業員数（当期末） ※付加価値（当期末）＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課＋営業純益 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。	年	労働生産性	1	5.5	2	5.4	3	5.3	4	5.4	5	5.5	6	5.4	7	5.5	8	5.4	9	5.5	10	5.6	11	5.5	12	5.6	13	5.7	14	5.8	15	5.7	16	5.6	17	5.5	18	5.4	19	5.20	20	5.43
年	労働生産性																																												
1	5.5																																												
2	5.4																																												
3	5.3																																												
4	5.4																																												
5	5.5																																												
6	5.4																																												
7	5.5																																												
8	5.4																																												
9	5.5																																												
10	5.6																																												
11	5.5																																												
12	5.6																																												
13	5.7																																												
14	5.8																																												
15	5.7																																												
16	5.6																																												
17	5.5																																												
18	5.4																																												
19	5.20																																												
20	5.43																																												
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。																																										
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、																																										

			内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。 中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を促進するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の 30% の特別償却又は 7% の税額控除を選択適用（税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ）できることとされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 4 年 8 月（R4 経産 10）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の拡充								
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	地方税 23 (不動産取得税:外)								
② 上記以外の税目		—									
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】								
4	内容		《現行制度の概要》 認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業譲渡を行った際に発生する不動産取得税を以下のとおり軽減する。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)</td> <td>計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)</td> </tr> <tr> <td>土地、住宅</td> <td>3.0%</td> <td rowspan="2">取得した不動産の価格の 1/6 に相当する額を控除</td> </tr> <tr> <td>住宅以外の家屋</td> <td>4.0%</td> </tr> </table> 《要望の内容》 本措置の活用にあたり必要な経営力向上計画の認定要件のうち、年齢要件等及びグループ内再編不可要件の廃止を講じる。 《関係条項》 地方税法附則第 11 条第 13 項、地方税法施行令第 7 条第 24 項		計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)	土地、住宅	3.0%	取得した不動産の価格の 1/6 に相当する額を控除	住宅以外の家屋	4.0%
	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)									
土地、住宅	3.0%	取得した不動産の価格の 1/6 に相当する額を控除									
住宅以外の家屋	4.0%										
5	担当部局		中小企業庁事業環境部財務課								
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 6 年 8 月 分析対象期間: 令和 3 年度～令和 7 年度								
7	創設年度及び改正経緯		平成 30 年度 創設 令和 2 年度 2 年延長 令和 4 年度 2 年延長 令和 6 年度 2 年延長								
8	適用又は延長期間		令和 7 年度末まで								
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 優れた技術等の経営資源を有する中小企業・小規模事業者が事業継続できるよう、第三者への事業承継をより一層円滑に行える環境を整備し、地域経済の活性化や雇用の維持を図る。 《政策目的の根拠》 令和6年度税制改正において、グループ化を集中的に後押しするため、中小企業事業再編投資損失準備金が拡充された。一方、本措置の拡充要望内容は、グループ化後の PMI(M&A 後の経営統合)の一環としてグループ効率化のための事業再編にあたって必要な措置であり、グループ化する際の株式取得を促進する取組と、PMI を促進するための税制措置を通じて、グループ化の取組をより一層後押ししていく必要がある。このため、本措置の拡充が必要である。								

		②	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制措置は、中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 令和6年度税制改正において、グループ化を集中的に後押しするため、中小企業事業再編投資損失準備金が拡充された。一方、本措置の拡充要望内容は、グループ化後のPMI(M&A後の経営統合)の一環としてグループ効率化のための事業再編にあたって必要な措置であり、グループ化する際の株式取得を促進する取組と、PMIを促進するための税制措置を通じて、グループ化の取組をより一層後押ししていく必要がある。このため、本措置の拡充が必要である。
	10 有効性等	①	適用数	令和3年度 5件(実績) 令和4年度 1件(実績) 令和5年度 3件(推計) 令和6年度 36件(推計) 令和7年度 56件(推計) ※令和3年度、令和4年度認定実績等を基に推計
		②	適用額	令和3年度 5百万円(推計) 令和4年度 3百万円(推計) 令和5年度 4百万円(推計) 令和6年度 54百万円(推計) 令和7年度 89百万円(推計) ※令和3年度、令和4年度認定実績等を基に推計
		③	減収額	適用額に同じ
		④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 帝国データバンクの調査(全国企業「休廃業・解散」動向調査(2023))によると、2023年度の黒字廃業割合は51.9%となっており、休廃業数全体の半数以上を占める。黒字廃業割合の高さは事業承継が進んでいないことを示しており、このような状況は地域経済活性化や雇用の維持につながっていないといえる。優れた技術等の経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により事業承継、グループ化の取組をより一層後押しすることが必要不可欠。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置は、廃業する可能性のある事業者に対して第三者への事業承継やグループ化の取組に向けたコストを軽減することで第三者への事業承継やグループ化の取組を促進し、その事業の存続を図るものであって、ひいては地域経済の活性化や雇用の維持につながることとなる。

		⑤	税収減を是認する理由等	廃業せざるを得なかった経営者が、本税制措置を活用することにより当該事業を第三者に承継することができた場合には、当該事業の存続と雇用の維持が確保でき、事業の発展を通じた地域経済の活性化につながる可能性があることから、地域経済の活性化や雇用の維持のために必要な措置である。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継やグループ化という政策目標を達成するには、中小企業・小規模事業者の全てに政策効果が行き渡り得る税制による措置を講ずることが適当。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	事業承継円滑化のための総合的支援策として、事業承継・事業引継ぎ推進事業等の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継、グループ化の取組への全般の支援が可能となる。
		③	地方公共団体が協力する相当性	事業承継にあたり、親族以外に事業承継（事業譲渡や M&A、グループ化など）し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。 本税制措置は平成 30 年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような事業承継、グループ化の取組をより一層後押しするため、本税制措置の拡充は地方公共団体にとっても重要。
12	有識者の見解			—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和 5 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	地方税 8 (固定資産税: 外)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業について、 ・計画中に賃上げ表明※1に関する記載なし: 3年間、課税標準を1/2に軽減 ・計画中に賃上げ表明※1に関する記載あり: 以下の期間、課税標準を1/3に軽減 ①令和6年3月末までに設備取得: 5年間 ②令和7年3月末までに設備取得: 4年間 ※1 雇用者全体の給与が1.5%以上増加することを従業員に表明するもの。 《要望の内容》 拡充(※2)及び適用期限の2年間延長を行う。 ※2 計画中に賃上げ表明※1に関する記載ありの場合、令和9年3月末までに設備取得で5年間課税標準を1/3に軽減する。 《関係条項》 地方税法附則第15条第44項、地方税法施行令附則第11条第47項、第48項、第49項、地方税法施行規則附則第6条第92項
5	担当部局		中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和6年8月 分析対象期間: 令和5年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		令和5年度 創設
8	適用又は延長期間		令和8年度末まで
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しすることで、生産性向上や賃上げを促進し、我が国経済全体の発展を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業を取り巻く経営環境はコロナ禍からの回復期にあり、一部好転の兆しもあるが、人手不足や物価高による原材料費の高騰に加え、

		その価格転嫁の難しさが重荷となっている。こうした引き続き厳しい状況にあっても経済の好循環を実現するためには、中小企業全体における生産性向上や賃上げが最重要課題であり、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となっている。 加えて、持続的な賃上げを実現するための原資の確保に向けては、中小企業の生産性向上・成長を後押しするための政策支援が今まで以上に重要性が高まっている。 【経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～】抜粋 第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行 1. デフレ完全脱却の実現に向けて 岸田内閣は、これまで、「新しい資本主義」を掲げ、「成長と分配の好循環」及び「賃金と物価の好循環」の実現に向け、日本銀行と連携し、適切なマクロ経済運営を行うとともに、官民連携による賃上げや社会課題の解決を成長につなげる投資の促進に向けた取組などを進めてきた。こうした「新しい資本主義」の考え方は、新たな経済ステージへの移行に当たっての基盤となるものである。これらにより、30年間上がらなかった賃金や物価が動き出し、企業の成長期待や投資の見通しも高まっている。今は、日本経済への「期待」を現実のものとしていくときである。 現状、為替が円安基調で推移しており、また、物価上昇が賃金上昇を上回る中で、消費は力強さを欠いている。海外経済の下振れによるリスク等も残っているが、今後は、景気の緩やかな回復が続く中で、賃金上昇が物価上昇を上回っていくことが期待される。 新たなステージへの移行のカギとなるのは、賃上げを起点とした所得と生産性の向上である。まずは、春季労使交渉における力強い賃上げの流れを中小企業・地方経済等春季労使交渉以外の分野でも実現し、物価上昇を上回る賃金上昇を達成し、定着させる。安定的な物価上昇の下で、賃上げに支えられた消費の増加及び投資の拡大が、企業収益を押し上げ、その成果が家計に還元され、次の消費の増加につながる。企業はその収益を原資として成長分野に更に投資を行うことによって、企業の生産性と稼ぐ力が強化される。成長分野への円滑な労働移動も可能となり、新たな成長を生み出す好循環が実現する。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力の維持等の観点から、中小企業の生産性向上は喫緊の課題であり、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、労働生産性を2020年度比で5%向上を目標とする。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
10	有効性等	① 適用数	令和5年度:11,120件 ※令和5年度先端設備等導入計画の認定件数と同数と仮定する。 令和6年度:11,120件 ※令和5年度先端設備等導入計画の認定件数と同数と仮定する。 令和7年度:11,120件 ※令和5年度先端設備等導入計画の認定件数と同数と仮定する。 令和8年度:11,120件 ※令和5年度先端設備等導入計画の認定件数と同数と仮定する。
		② 適用額	令和5年度:0円 ※令和5年度の設備投資分においては固定資産税の税負担なしのため、適用額は0円 令和6年度:6,320億円 ※令和5年度先端設備等導入計画の認定実績より推計 令和7年度:13,446億円 令和8年度:16,997億円
		③ 減収額	令和5年度:0円 ※令和5年度の設備投資分においては固定資産税の税負担なしのため、適用額は0円 令和6年度:50億円 ※令和5年度先端設備等導入計画の認定実績より推計 令和7年度:106億円 ※令和5年度先端設備等導入計画の認定実績より推計 令和8年度:134億円 ※令和5年度先端設備等導入計画の認定実績より推計
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 令和5年度における中小企業者等の労働生産性は2020年度比で4.4%向上となっている。 中小企業者等の設備投資状況等は、コロナ禍の影響からの回復期であり、一部好転の兆しもあるが、人手不足や物価高による原材料費の高騰に加え、その価格転嫁の難しさが重荷となっており、未だコロナ禍前の水準まで持ち直した状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層高まっている。このため、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を引き続き促していくための支援が必要な状況。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。

		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置により、事業者は税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小事業者等の質の高い投資を幅広く支援するため、生産性の高い設備等（機械装置、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備）を取得する場合に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、生産性の向上に効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているため、妥当性が認められる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業経営強化税制がある。 中小企業経営強化税制は即時償却又は10%の税額控除を選択適用（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）できることとされている。 中小企業の設備投資を後押しするためには、国税、地方税の両面から後押ししていくことが重要。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(固定資産税:外)(地方税 27)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 燃料電池自動車等に水素を充てんするための設備であって、一定の取得価格以上で新たに取得されたものについて、最初の3年度分、固定資産税の課税標準を価格に一定の特例率を乗じた額とする。 ○取得価格 1 億 5,000 万円以上 5 億円未満の設備の固定資産税の課税標準を価格の 5/6 の額とする。 ○取得価格 5 億円以上の設備の固定資産税の課税標準を価格の 1/2 の額とする。 《要望の内容》 ○適用期限を 2 年間延長する。 《関係条項》 地方税法第 349 条の 2、地方税法附則第 15 条第 7 項、同法施行令附則第 11 条第 9 項、同法施行令附則第 11 条第 10 項、同法施行規則附則第 6 条第 26 項
5	担当部局		経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部水素・アンモニア課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和6年9月 分析対象期間: 令和3年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		・平成 9 年度 創設 ・平成 11 年度 延長 ・平成 13 年度 延長 ・平成 15 年度 対象設備の見直しを行ったうえで延長・拡充 ・平成 17 年度 延長 ・平成 19 年度 延長 ・平成 21 年度 一部見直し(充電設備の取得価額要件を 2,000 万円以上から 300 万円以上に引き下げ)のうえで延長・拡充 ・平成 23 年度 電気充電設備を対象から除外 - 平成 25 年度 一部見直し(水素充てん設備の取得価額要件を 2,000 万円から 1 億 5,000 万円に引き上げ)のうえで延長 ・平成 27 年度 一部見直し(天然ガス充てん設備の取得価額要件を 2,000 万円から 4,000 万円に引き上げ)のうえで延長 ・平成 29 年度 一部見直し(対象となる設備要件に政府の補助を受けて取得したことを追加)のうえで延長 ・平成 31 年度 一部見直し(天然ガス充てん設備を対象から除外、水素充てん設備の課税標準を 2/3 から 3/4 に変更)のうえで延長 ・令和 3 年度 延長

			・令和 5 年度 一部見直し(水素充てん設備の課税標準を取得価格が 1 億 5,000 万円以上 5 億円未満の設備は 5/6、5 億円以上の設備は 1/2)のうえで延長
8	適用又は延長期間		令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 運輸部門は我が国の CO2 排出量の約 2 割を占め、カーボンニュートラルに向けて取組を加速すべき最重要分野の一つであり、クリーンエネルギー自動車の普及促進は重要。特に、電気自動車に比べて航続距離が長く、水素の充填時間が短いという強みを有する燃料電池自動車(FCV)は商用車分野での普及拡大が期待されている。「第 6 次エネルギー基本計画」(令和 3 年 10 月閣議決定)では、乗用車について、2035 年までに新車販売で電動車 100%の実現、商用車についても、8t 以下の小型の車について、2030 年までに、新車販売で電動車 20～30%、2040 年までに、新車販売で電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて 100%の実現、8 トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020 年代に 5,000 台の先行導入を目標に掲げており、電動車普及のために水素ステーションの導入を促進するとしている。 加えて水素産業戦略の観点からも、我が国が技術的な強みを持つ「燃料電池」において、世界市場の獲得を見据え、国際競争力をさらに強化していくためにも、基盤となる国内での燃料電池自動車の普及拡大が極めて重要。水素社会実現に向けた国家戦略である「水素基本戦略」(令和 5 年 6 月 6 日改定・閣僚会議決定)においても、モビリティにおける水素需要量の拡大に向け、様々な活用シーンを想定した水素ステーションの大規模化、マルチユース化などを進めながら、需給一体での整備推進をしていくこととしている。 《政策目的の根拠》 ○成長戦略実行計画(令和 3 年 6 月 18 日閣議決定) ・燃料電池自動車・燃料電池バス及び燃料電池トラックの普及を見据え、2030 年までに 1,000 基程度の水素ステーションについて、人流・物流を考慮しながら最適な配置となるよう整備する。 ・バスやトラックなど商用車向けの水素ステーションについては、事業所専用の充填設備も含め、整備を推進する。 ○第六次エネルギー基本計画(令和 3 年 10 月閣議決定) ・2035 年までに、乗用車新車販売で電動車 100%を実現。 ・商用車については、8 トン以下の小型の車について、2030 年までに、新車販売で電動車 20～30%、2040 年までに、新車販売で、電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて 100%を目指す。8 トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020 年代に 5,000 台の先行導入を目指す。 ○水素基本戦略(令和 5 年 6 月 6 日改定、閣議決定) ・FCV の普及と水素ステーション整備の両輪で支援してきたが、今後は乗用車に加え、より多くの水素需要が見込まれ FCV の利点が発揮されやすい商用車に対する支援を重点化していく。 ・モビリティ分野で 2030 年までに水素消費量 8 万トン/年程度の普及を目指す。 ・水素ステーションについては、2030 年までに 1,000 基程度の整備目

			標の確実な実現を目指す。														
	②	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 ○成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定) 第4章 グリーン成長戦略に向けた新たな投資の実現 3. 水素ステーションの整備 燃料電池自動車・燃料電池バス及び燃料電池トラックの普及を見据え、2030年までに1,000基程度の水素ステーションについて、人流・物流を考慮しながら最適な配置となるよう整備する。バスやトラックなど商用車向けの水素ステーションについては、事業所専用の充填設備も含め、整備を推進する。														
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○モビリティ分野において、2030年までに水素消費量8万トン/年程度の普及、2030年までに水素ステーション1,000基程度の確実な実現を目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ○水素ステーションの整備者に対して維持費用の負担軽減を図ることにより、事業者の投資が促進される。 ○水素ステーション整備の加速に伴い、FCVといった電動車の普及を図ることが可能。 ○結果、輸送部門におけるカーボンニュートラルの実現、水素社会の実現に寄与。														
10	有効性等	① 適用数	(百万円) <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>42</td><td>53</td><td>50</td><td>34</td><td>20</td><td>24</td></tr></table> 【算定根拠】 水素ステーションの設置状況、業界団体等へのヒアリング結果等から試算	年度 区分	令和 3	4	5	6	7	8	適用件数	42	53	50	34	20	24
年度 区分	令和 3	4	5	6	7	8											
適用件数	42	53	50	34	20	24											
	②	適用額	(百万円) <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>適用額</td><td>14,215</td><td>15,138</td><td>12,284</td><td>8,134</td><td>8,383</td><td>12,673</td></tr></table> 【算定根拠】 業界団体等へのヒアリング結果等から試算	年度 区分	令和 3	4	5	6	7	8	適用額	14,215	15,138	12,284	8,134	8,383	12,673
年度 区分	令和 3	4	5	6	7	8											
適用額	14,215	15,138	12,284	8,134	8,383	12,673											
	②	減収額	(百万円) <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>固定資産税</td><td>51.5</td><td>54.2</td><td>43.3</td><td>29.4</td><td>42.8</td><td>73.8</td></tr></table> 【算定根拠】 業界団体等へのヒアリング結果等から試算	年度 区分	令和 3	4	5	6	7	8	固定資産税	51.5	54.2	43.3	29.4	42.8	73.8
年度 区分	令和 3	4	5	6	7	8											
固定資産税	51.5	54.2	43.3	29.4	42.8	73.8											

		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○令和 5 年度末で FCV は、乗用車約 8,300 台、FC バス約 160 台、小型トラック約 110 台が普及 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ○水素ステーションは、令和 5 年度末で 170 箇所整備（整備中含む。）
		⑤ 税収減を是認する理由等	○燃料供給設備の整備が進展することにより、クリーンエネルギー自動車の普及が進むと考えられることから、大気汚染対策、CO2 排出量の抑制等に大きな効果が期待できる。 ○また、次世代自動車に位置づけられる燃料電池自動車の普及が進むことにより、新たな需要の創出、関連産業の活性化等の経済効果も期待できる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	水素ステーションは燃料電池自動車にとって必要不可欠な社会インフラであり、取得価格要件（一定金額以上の設備投資を対象）を満たす設備を取得するすべての者を対象とする税制上の措置を設けることは妥当である。 2014 年から商業販売が開始された FCV 乗用車は既に約 8,300 台が普及しているのに加え、今後商用車分野において急速に普及が進むことが予想され、2023 年の小型トラックの商業販売に続き、2025 年度以降大型トラックの市場投入が予定されている。車両の普及に向け、特に商用車への対応が可能な大型の水素ステーションの整備加速が必要であり、乗用車向けの水素ステーションよりも高い特例率を設定する制度設計としている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	○FCV は従来車に比べ高額であることから短期間での普及は困難であり、水素ステーションを設置する事業者においても、一般的な SS（サービスステーション）と比較して維持費用は非常に高額である。加えて、設置当初の稼働率が低く、コスト低減に向けた技術開発に一定の期間を要することから当面収益性が低い。上記補助金により、整備にかかる初期費用に加え、運営にかかる費用の一部を直接的に補助し、さらに本特例措置により、設置者の維持費用を軽減することで FCV の普及促進のために必要な水素ステーションの先行整備が可能となる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	○カーボンニュートラルに向けた CO2 削減は、地域を問わず取り組んで行くべき課題。 ○燃料供給設備はクリーンエネルギー自動車に必要不可欠なものであり、全国に設置することで自動車ユーザーの利便性が高まり、クリーンエネルギー自動車の普及が進むと考えられることから、地方税においても支援することが妥当。
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 4 年 9 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		公益的課題のための経費に掛かる収入金額を控除する収入割の特例措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税(地方税 10)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 託送料金により回収され原子力事業者に払い渡される賠償負担金及び廃炉円滑化負担金について、二重課税回避のため、一般送配電事業者・配電事業者の課税標準から控除する。(令和6年度末まで) 《要望の内容》 適用期限を5年間延長する。 《関係条項》 地方税法 附則第9条第21項 地方税法施行規則 第2条の9 等
5	担当部局		資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和6年8月 分析対象期間: 令和6年8月
7	創設年度及び改正経緯		平成29年度 新設要望。 平成30年度 創設。 令和2年度以降に開始する事業年度から適用開始。
8	適用又は延長期間		令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 福島事故前に確保しておくべきであった賠償への備えとしての「賠償負担金」及び円滑な廃炉を促す環境を整備する観点からの「廃炉円滑化負担金」を、これまで原子力の電気を広く需要家が利用していた実態等を勘案して、託送料金での回収を可能とした制度措置を実施しているところ。当該制度の下では、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、託送料金を通じて一般送配電事業者が回収した後、原子力発電事業者に払い渡されることとなるが、現状、電気供給業の課税標準は収入金額となっているため、電力システム改革により一般送配電事業者が法的分離されている中においては、二重課税が発生する構造となっている。そのため、法的分離の下でも、二重課税を回避しつつ、引き続き円滑に公益的課題に要する費用の払い渡しを実施するため、租税特別措置が必要である。 《政策目的の根拠》 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について(平成28年12月閣議決定)において、「被災者・被災企業への賠償については、電力自由化が進展する環境下における受益者間の公平性や競争中立性の確保を図りつつ、国民全体で福島を支える観点から、福島第一原発の事故前には確保されていなかった分の賠償の備えについて

			のみ、広く需要家全体の負担とし、そのために必要な託送料金の見直し等の制度整備を行う。」とされている。 また、「エネルギー基本計画(2018年7月閣議決定)」で示されている原発依存度の低減というエネルギー政策の基本方針の下、円滑な廃炉を促すために原子力発電所の廃炉に伴って一括して生じる費用を分割計上する費用として託送料金の一部としての回収を可能としている。かかる公益的な課題に要する費用の払い渡しについては、今般要望する租税特別措置の延長期間にも継続するものであり、法的分離が実施された中においても、引き続き円滑に実施していくことは重要である。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 — 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —
10	有効性等	① 適用数	9社（沖縄電力を除く一般送配電事業者）
		② 適用額	— ※2023年度は約1,090億円
		③ 減収額	— ※2023年度は約14億円
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生を防ぎ、原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させることとなる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 —
		⑤ 税収減を是認する理由等	—

11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	二重課税回避のため、追加的負担を回避する本措置は妥当である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	政策目的である公益的課題に要する費用の払い渡しを円滑に実施するためには、地方税法上の所要の措置を講じることが不可欠である。
12	有識者の見解			—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税：義（地方税 11）
		② 上記以外の税目	－
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 ガス供給業を行う法人が、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合、法人事業税のガス供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、ガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額を控除する。 《要望の内容》 適用期限を 3 年間延長し、令和 10 年 3 月 31 日までとする。 《関係条項》 地方税法 附則第 9 条第 10 項、 地方税法施行令附則第 6 条の 2 第 3 項 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 第 7 条第 4 号
5	担当部局		資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 6 年 8 月 分析対象期間：令和 2～9 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 20 年度 創設 以降、平成 22 年度、25 年度、28 年度、31 年度、令和 3 年度にそれぞれ 3 年間の延長
8	適用又は延長期間		3 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。 《政策目的の根拠》 「エネルギー基本計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）」 5. 2050 年を見据えた 2030 年に向けた政策対応 （11）エネルギーシステム改革の進捗とシステムの深化に向けた取組 ② ガスシステム改革の進捗とシステムの深化に向けた取組
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置によってガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保することにより、競争の活性化及び新規参入の促進に寄与している。引き続き公平な競争環境を整備することが重要。												
10	有効性等	① 適用数	令和2年度:109社、令和3年度:108社、令和4年度:104社、令和5年度:107社 なお、過去の実績を踏まえると、今後の適用数については各年度において約100～110社程度が見込まれる。 (資源エネルギー庁ガス市場整備室よりガス供給事業者へ聞き取り)												
		② 適用額	適用額(百万円)＝控除託送料金(百万円) 令和2年度:89,107、令和3年度:99,684、令和4年度:96,941、令和5年度:95,303、令和6年度:88,159、令和7年度:81,852、令和8年度:76,148、令和9年度:70,495 ※令和2～5年度は実績、令和6年度～9年度は見込み。 (資源エネルギー庁ガス市場整備室よりガス供給事業者へ聞き取り)												
		③ 減収額	減収額(百万円)＝控除託送料金(百万円)×税率 令和2年度:1,158、令和3年度:1,296、令和4年度:1,260、令和5年度:1,239、令和6年度:1,146、令和7年度:1,064、令和8年度:990、令和9年度:916 ※令和2～5年度は実績、令和6年度～9年度は見込み。 (資源エネルギー庁ガス市場整備室よりガス供給事業者へ聞き取り)												
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (政策目的の達成状況) 新規参入者による託送量 (単位:百万メガジュール) <table><tr><th>年度</th><th>H28 (実績)</th><th>H29 (実績)</th><th>H30 (実績)</th><th>R1 (実績)</th><th>R2 (実績)</th></tr><tr><td>託送量</td><td>73,653</td><td>110,122</td><td>359,569</td><td>384,181</td><td>445,267</td></tr></table> 新規参入者により託送量は増加し、自由化市場の拡大に寄与している。平成29年度の小売全面自由化以降、新規参入者のみならず一般ガス導管事業者同士の競争も活性化され、託送量の拡大が見込まれる。 (達成目標の実現状況) ガスの自由化市場の公平な競争環境が設けられていることにより、上述のとおり、新規参入者による託送量が増加しつつあり、これらについての課税の公平性を確保できている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 課税標準が異なる(収入金額と所得)ガス小売事業者の課税の公平性が確保され、事業者間の競争が活性化するとともに、料金の低廉化が図られる。	年度	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (実績)	託送量	73,653	110,122	359,569	384,181	445,267
年度	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (実績)										
託送量	73,653	110,122	359,569	384,181	445,267										

		⑤ 税収減を是認する理由等	ガスの自由化市場の公平な競争環境が維持され、一層の競争促進が図られることにより、ガス需要家の享受する利益が拡大するとともに、課税の公平性を確保することができるため、税収減とすることの有効性が認められる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	事業税の課税標準の算定に当たり、収入金課税の場合「ガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額」を収入金額から控除することは、収入金額を課税標準としないガス小売事業者との課税の公平性の観点から、公平なコスト環境の下での競争を実現するものであり、妥当なものである。 なお、収入金課税が適用されている電気供給業においても同一趣旨の特例措置が講ぜられている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	託送収益に関しては、地方税法の収入金課税の対象となる。 自前のガス導管を所有しないガス小売事業者の託送料金に係る事業税が控除されない場合、ガス導管網を所有するガス小売事業者（一般ガス導管事業者等）に比べ、事業税額に相当する分のコストが割高になるという競争上不利な条件に置かれることになり、その結果として、事業機会が損なわれる可能性が生じる。 したがって、事業者の事業機会が損なわれることがないよう、特例措置によって、ガスの自由化市場における公平な競争環境を整備することによって、事業者の収入の安定化にもつながり、地方の税収の一定程度の確保にも資することになる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月(R3 経産09)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		令和二年七月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置税制の拡充
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(固定資産税:外)(地方税25)
② 上記以外の税目			
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で被災代替償却資産を取得又は改良した法人・個人事業主に対して、震災等が発生した年から4年を経過する年の3月31日までの間に取得又は改良したものに限り、取得した最初の4年間償却資産に係る固定資産税について課税標準を2分の1の価格とする措置を講ずる。 《要望の内容》 令和2年7月豪雨においては、災害発生から4年を経過する年の3月31日までの期間について、2年間適用期限の延長を行い、令和9年3月31日までとする。 《関係条項》 地方税法第349条の3の4 地方税法施行令第52条の13の2
5	担当部局		経済産業省 経済産業政策局 地域産業基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和6年8月 分析対象期間: 令和3年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		令和7年度 拡充(2年間)
8	適用又は延長期間		令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 令和2年7月豪雨により償却資産が滅失又は損壊した被災者の負担を軽減することで、当該被災者の事業再建を支援する。 被災から4年を経過する年度までに、震災等により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者が、当該償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得し、又は当該償却資産を改良した場合における当該取得等された償却資産については、当該取得等後4年度分固定資産税を軽減し、被災者の負担を軽減する措置がとられている。 しかし、新型コロナウイルスや人手不足の影響による公共工事の遅れのため、令和7年度以降も償却資産を失った被災者が未だ事業再開が出来ない場合や事業の一部を再開したものの、被災前の状況に戻っていない場合があり、本格的な事業再開に向けた償却資産の取得も一定程度想定されている。 こうした中、令和2年7月豪雨の被災地では本特例が今年度で適用

			期限を迎え、来年度から特例が適用されなくなるため、被災者の負担が増加し、事業再建が遅れることが懸念される。 そのため、被災者の早急な事業再建を支援するために、本特例措置を延長し、被災者の負担を軽減する必要がある。 《政策目的の根拠》 被災者生活再建支援法 (目的) 第一条この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。 (定義) 第二条この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。 二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。 イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯 ロ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯 ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。) ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(ロからニまでに掲げる世帯を除く。)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 令和2年7月豪雨により償却資産が滅失又は損壊した被災者の負担を軽減することで、当該被災者の事業再建を実現する。														
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 災害により償却資産を失った被災者が、引き続き事業に着手できない場合であっても、当該被災者の負担を軽減することにより、被災者の早急な事業再建に資するものである。														
10	有効性等	① 適用数	<table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>件数(件)</td><td>129</td><td>256</td><td>257</td><td>261</td></tr></table> ※熊本県の適用数。					年度 区分	令和 3	4	5	6	件数(件)	129	256	257	261
		年度 区分	令和 3	4	5	6											
		件数(件)	129	256	257	261											
		② 適用額	<table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>適用額 (千円)</td><td>1,125,318</td><td>1,692,638</td><td>1,400,888</td><td>1,834,388</td></tr></table> ※熊本県の適用額。					年度 区分	令和 3	4	5	6	適用額 (千円)	1,125,318	1,692,638	1,400,888	1,834,388
		年度 区分	令和 3	4	5	6											
適用額 (千円)	1,125,318	1,692,638	1,400,888	1,834,388													
③ 減収額	<table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>適用額 (千円)</td><td>7,877</td><td>11,848</td><td>9,806</td><td>12,841</td></tr></table> ※熊本県の減収額。					年度 区分	令和 3	4	5	6	適用額 (千円)	7,877	11,848	9,806	12,841		
年度 区分	令和 3	4	5	6													
適用額 (千円)	7,877	11,848	9,806	12,841													
④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 被災後4年度を経過しても事業の再建に着手できない場合があり、こうした地域で適用の見込み。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用見込件数が 161 件(※)であることから、令和2年7月豪雨による被災後4年度を経過しても事業の再建に着手できない被災者の負担を軽減するものであり、当該災害により償却資産が滅失又は損壊した被災者の事業の再建に資するものである。 ※熊本県の適用見込件数。																
⑤ 税収減を是認する理由等	令和2年7月豪雨より償却資産を失った被災者が、被災後4年度を経過しても事業の再建に着手できない場合であっても、引き続き当該被災者の負担を軽減することにより、被災者の早急な事業再建に資するものである。																
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、事業の再建を望みつつも、令和2年7月豪雨による被災後4年度を経過しても事業の再建に着手できない被災者の負担を軽減するものであり、当該災害により償却資産が滅失又は損壊した被災者														

			の事業の再建に資するものである。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(相続税:外、贈与税:外)(国税 19)
		② 上記以外の税目	—
3	内容	《制度の概要》 後継者である相続人又は受贈者が、相続(又は遺贈)又は贈与により、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「経営承継円滑化法」という。)に基づく経済産業大臣の認定を受ける非上場会社(以下「認定企業」という。)の株式等を被相続人又は贈与者から取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税額又は贈与税額のうち、その株式等(相続開始前又は贈与前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その中小企業者の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。)に係る課税価格の80%(贈与税の場合は100%)に対応する相続税額又は贈与税額については、当該後継者の死亡の日(もしくは一定の免除事由に該当する場合)までその納税を猶予する。 また、贈与税の納税猶予期間中に先代経営者(贈与者)の死亡等があった場合には、後継者(受贈者)が猶予されている贈与税の納付が免除される。また、贈与税の納税猶予の適用を受けた非上場株式は、後継者が相続(又は遺贈)によって取得したものとみなして、贈与時の価格により他の相続財産と合算して相続税を計算することとなる。その際、経営承継円滑化法施行規則第13条第1項の「経済産業大臣の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた非上場株式等(一定の部分に限る)について相続税の納税が猶予される。 《関係条項》 相続税(租税特別措置法第70条の7の2、第70条の7の3、第70条の7の4、第70条の7の8、租税特別措置法施行令第40条の8の2、第40条の8の3、租税特別措置法施行規則第23条の10、第23条の11、第23条の12)、贈与税(租税特別措置法第70条の7、租税特別措置法施行令第40条の8、租税特別措置法施行規則第23条の9)	
4	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課	
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和6年8月	

			分析対象期間:平成 30 年～令和 5 年
6	創設年度及び改正経緯		平成14年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設 平成15年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用 平成16年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ 平成18年度改正 物納手続の改善 平成19年度改正 種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設 平成20年度改正 平成21年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定(税制改正大綱) 平成21年度改正 平成20年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設 平成22年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等 平成23年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等 平成25年度改正 親族外承継の対象化、雇用の5年継続要件の見直し、贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に変更等 平成27年度改正 猶予継続贈与による免除規定の設置 平成29年度改正 雇用要件の見直し、災害特例の創設、相続時精算課税との併用、切替確認時の中小企業要件の見直し等
7	適用期間		期限の定めなし
8	必要性等	①	政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業承継の一層の円滑化により経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては地域経済の活性維持・発展を実現する。 《政策目的の根拠》 ○中小企業基本法(抜粋) 第24条 4 国は、中小企業者の事業の再建、承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

		②	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展																					
		③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させて、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制は、適用者に対して、相続税・贈与税の申告期限から5年間、雇用の平均8割以上を確保する等の要件を課していることから、政策目的である中小企業の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に寄与する。																					
9	有効性等	①	適用数	<経営承継円滑化法に基づく認定件数の実績> (単位:件) <table><tr><td></td><td>H30</td><td>H31</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>相続税</td><td>140</td><td>2</td><td>5</td><td>3</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>贈与税</td><td>101</td><td>10</td><td>5</td><td>3</td><td>4</td><td>0</td></tr></table> 平成30年度税制改正における特例措置の創設以降、一般措置の認定件数は顕著に減少している。		H30	H31	R2	R3	R4	R5	相続税	140	2	5	3	0	3	贈与税	101	10	5	3	4	0
	H30	H31	R2	R3	R4	R5																			
相続税	140	2	5	3	0	3																			
贈与税	101	10	5	3	4	0																			
		②	適用額	(単位:百万円) <table><tr><td></td><td>H30</td><td>H31</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>相続税</td><td>10,549</td><td>28</td><td>56</td><td>14</td><td>0</td><td>78</td></tr><tr><td>贈与税</td><td>4,934</td><td>390</td><td>47</td><td>90</td><td>63</td><td>0</td></tr></table> ※経営承継円滑化法に基づく認定件数の実績より、納税猶予額を集計		H30	H31	R2	R3	R4	R5	相続税	10,549	28	56	14	0	78	贈与税	4,934	390	47	90	63	0
	H30	H31	R2	R3	R4	R5																			
相続税	10,549	28	56	14	0	78																			
贈与税	4,934	390	47	90	63	0																			
		③	減収額	(単位:百万円) <table><tr><td></td><td>H30</td><td>H31</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>相続税</td><td>2,560</td><td>1,026</td><td>637</td><td>1,252</td><td>1,381</td><td>78</td></tr><tr><td>贈与税</td><td>1,173</td><td>188</td><td>685</td><td>925</td><td>1,349</td><td>0</td></tr></table> ※令和4年までは国税統計年報(国税庁)の実績 ※令和5年度は利用実績からの推計(適用額)		H30	H31	R2	R3	R4	R5	相続税	2,560	1,026	637	1,252	1,381	78	贈与税	1,173	188	685	925	1,349	0
	H30	H31	R2	R3	R4	R5																			
相続税	2,560	1,026	637	1,252	1,381	78																			
贈与税	1,173	188	685	925	1,349	0																			

		④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 認定企業における雇用者数は合計約 16,084 人であり、これらの者の雇用維持にもつながったと考えられる。 (単位:人) <table><tr><td></td><td>相続税認定企業 (150 件)</td><td>贈与税認定企業 (123 件)</td><td>合計 (273 件)</td></tr><tr><td>総数</td><td>7,218</td><td>8,866</td><td>16,084</td></tr><tr><td>1 社平均</td><td>48</td><td>72</td><td>59</td></tr></table> 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 納税猶予適用企業には、常時使用する従業員に係る 5 年間の雇用継続要件(相続時・贈与時の 8 割以上)が課されており、今後、その従業員数約 16,084 人に係る一定の雇用維持効果が見込まれる。		相続税認定企業 (150 件)	贈与税認定企業 (123 件)	合計 (273 件)	総数	7,218	8,866	16,084	1 社平均	48	72	59
	相続税認定企業 (150 件)	贈与税認定企業 (123 件)	合計 (273 件)													
総数	7,218	8,866	16,084													
1 社平均	48	72	59													
		⑤	税収減を是認する理由等	後継者の不在で廃業せざるを得なかった経営者が、本税制措置を活用することにより当該事業を承継することができた場合には、当該事業の存続と雇用の維持が確保でき、事業の発展を通じた地域経済の活性化につながる可能性があることから、地域経済の活性化や雇用の維持のために必要な措置である。												
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	中小企業の後継者が先代の経営者から当該中小企業の株式等の贈与・相続等を受けた場合に、一定の要件を満たしたときは、その株式等に係る贈与税・相続税が猶予及び免除されるため、後継者の税負担の軽減が図られ、事業承継に寄与する。												
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。 <法律> ・経営承継円滑化法 遺留分に関する民法特例 467 件(令和 6 年 3 月末時点) 金融支援 718 件(令和 6 年 3 月末時点) <予算措置> ・事業承継・事業引継ぎ推進事業(令和 5 年度補正予算 中小企業生産性革命推進事業 2,000 億円の内数) ・事業承継総合支援事業(令和 5 年度第補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 52 億円の内数、令和 6 年度当初予算 146 億円の内数) これらに加え、税制措置も含めた総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。												

			<他の支援措置との役割分担> (1) 予算措置 予算措置は、事業承継に係る各制度の普及啓発を目的としており、法律・税制・金融に係る制度利用の前段階に係る措置である。具体的には、施策説明会による普及啓発活動などを行っており、相続税・贈与税の納税を猶予する本税制とは役割が異なる。 (2) 法律 経営承継円滑化法に基づく民法の特例は、事業承継の際に後継者以外の者による遺留分減殺請求によって、中小企業の株式が分散し経営の安定が損なわれるリスクを事前に低減するものであり、相続税・贈与税の納税を猶予する本税制とは役割が異なる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置は地方税に係る租税特別措置ではない。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		引き続き措置。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 3 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等（エンジェル税制）の拡充	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	所得税：外
		② 上記以外の税目	個人住民税：外
3	内容	《制度の概要》 エンジェル税制とは、スタートアップへ投資を行った個人投資家に対して、税制上の優遇を行う制度であり、投資時点と売却時点のいずれの時点でも税制優遇を受けることが可能。 【エンジェル投資を行った年の措置】 ※下記のいずれかの措置の適用を確定申告において申告。 ※各措置において、その他個人投資家要件・企業要件が別途存在。 ※経済産業大臣より認定された投資事業有限責任組合（LPS）による契約に従って取得した株式や少額電子募集取扱業者の募集の取扱いにより取得した株式を発行する企業については、企業要件が一部緩和される。加えて、当該 LPS 等が企業要件の合致を確認し、当該企業に確認書を発行することを可能としている。 優遇措置 A ○優遇内容：（投資額－2,000 円）をその年の総所得金額から控除 ○控除上限額：800 万円かその年の総所得金額×40%のいずれか低い方 ○対象企業の設立年数要件：5 年未満 優遇措置 B ○優遇内容：投資額をその年の株式譲渡益から控除 ○控除上限額：なし ○対象企業の設立年数要件：10 年未満 プレシード・シード特例 ○優遇内容：投資額をその年の株式譲渡益から控除 ○控除上限額：なし（年間 20 億円までは非課税） ○対象企業の設立年数要件：5 年未満 【自己資金の出資による起業を行った年の措置】 ※その他個人投資家要件・企業要件が別途存在。	

		起業特例 ○優遇内容 : 投資額をその年の株式譲渡益から控除 ○控除上限額: なし(年間 20 億円までは非課税) ○対象企業の設立年数要件: 1 年未満 【株式譲渡をした年の措置】 未上場のスタートアップ株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算(相殺)できるだけでなく、その年に通算(相殺)しきれなかった損失については、翌年以降 3 年にわたって、順次株式譲渡益と通算(相殺)が可能。 《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2、第 37 条の 13 の 3、第 41 条の 19 租税特別措置法施行令第 25 条の 12、第 25 条の 12 の 2、第 25 条の 12 の 3、第 26 条の 28 の 3 租税特別措置法施行規則第 18 条の 15、第 18 条の 15 の 2、第 18 条の 15 の 2 の 2、第 19 条の 11 個人住民税 地方税法第 32 条第 2 項、第 313 条第 2 項、地方税法附則第 35 条の 3	
4	担当部局	イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課 スタートアップ推進室	
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 6 年 8 月 分析対象期間: 令和 2 年度～令和 5 年度	
6	創設年度及び改正経緯	平成 9 年度 平成 12 年度 平成 14 年度 平成 15 年度 平成 16 年度 平成 17 年度 平成 19 年度 平成 20 年度 令和 2 年度 令和 5 年度 令和 6 年度	創設 拡充 (売却益圧縮の特例、対象要件の拡充) 拡充 (投資事業組合経由にも適用) 拡充 (取得費控除制度の創設、対象要件の拡充) 拡充 (経済産業大臣認定制度導入 (認定対象: 投資事業有限責任組合のみ)、売却益圧縮特例の拡充) 延長 (売却益圧縮特例の延長) 延長、拡充 (売却益圧縮特例の延長、要件及び手続の拡充) 拡充、縮減 (所得控除制度創設、売却益圧縮特例の廃止) 拡充、縮減 (対象要件の拡充、経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充 (少額電子募集取扱業者の追加)、所得控除制度の縮減、申請書類の一部削減) 拡充 (株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置の創設等、申請書類の一部削減) 拡充 (有償新株予約権の取得金額の対象化、指定金銭信託 (単独運用) を通じた投資の対象化)
7	適用期間	期限の定めなし	

8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 創業初期のスタートアップへの投資はリスクが非常に高く、その資金調達は極めて困難であるところ、ベンチャーキャピタル等からのまとまった資金調達までに重要な役割を果たすのがエンジェル投資家と呼ばれる個人からの投資である。また、スタートアップ・エコシステムの裾野を拡大するためにはスタートアップの起業が必要不可欠だが、エンジェル投資と同様、極めてリスクが高く、我が国の開業率は諸外国と比較して依然低調である。そのため、本税制により大きなリスクを取った個人によるエンジェル投資及び起業を後押しし、スタートアップの資金調達環境を整備する。 《政策目的の根拠》 ○令和6年度与党税制改正大綱（令和5年12月14日決定） ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定） ○経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 7. 中小企業及び地域経済の発展 （参考）主な閣議決定文書等 【令和6年度与党税制改正大綱（令和5年12月14日決定）】 第一 令和6年度税制改正の基本的考え方 2. 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進 (3) スタートアップ・エコシステムの抜本的強化（抜粋） エンジェル税制については、令和5年度税制改正により措置されたスタートアップへの再投資に係る非課税措置を含め、再投資期間の延長について、令和7年度税制改正において引き続き検討する。 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）】 IV. 企業の参入・退出の円滑化を通じた産業の革新 1. スタートアップ育成5か年計画の実行 (1) 資金供給の強化と出口戦略の多様化 ⑨スタートアップの資本政策・資金調達へのサポートの強化 また、スタートアップへの資金調達の支援強化に向けて、<u>エンジェル税制における再投資期間の延長、[略]について検討を行う。</u> 【経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）】 4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応 (1) スタートアップの支援・ネットワークの形成 ディープテック分野の研究・事業開発に対し、支援段階や内容、方法の充実を図る。非上場株式の流通活性化、官民ファンドの出資機能の強化など、レイターステージを含む成長段階に応じて、資金が円滑に供給される環境を整備する。<u>エンジェル税制における再投資期間の延長について、検討する。</u>

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 スタートアップへの投資額について、2022 年度と比較して、5 年後の 2027 年度に 10 倍を超える規模(10 兆円規模)とする。 (スタートアップ育成 5 か年計画、令和 4 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議決定) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 個人からスタートアップの起業・投資を促進し、スタートアップの資金供給環境を整備する。
9	有効性等	① 適用数	※令和 6 年 3 月 31 日時点の実績であり、過年度申請が行われた場合、変動する可能性がある。 【対象企業数】 令和 2 年度 : 294 社 令和 3 年度 : 413 社 令和 4 年度 : 272 社 令和 5 年度 : 224 社 【個人投資家延べ人数】 令和 2 年度 : 7,409 人 令和 3 年度 : 14,851 人 令和 4 年度 : 10,109 人 令和 5 年度 : 7,518 人
		② 適用額	※令和 6 年 3 月 31 日時点の実績であり、過年度申請が行われた場合、変動する可能性がある。 令和 2 年度 : 約 89 億円 令和 3 年度 : 約 167 億円 令和 4 年度 : 約 140 億円 令和 5 年度 : 約 120 億円
		③ 減収額	—
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 令和 5 年の国内スタートアップの資金調達額: 8,039 億円 (令和 6 年 7 月 19 日時点、出典: スピーダスタートアップ情報リサーチ) 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ※令和 6 年 3 月 31 日時点の実績であり、過年度申請が行われた場合、変動する可能性がある。 令和 2 年度 : 約 89 億円 令和 3 年度 : 約 167 億円 令和 4 年度 : 約 140 億円 令和 5 年度 : 約 120 億円
		⑤ 税収減を是認する理由等	平成 9 年度の税制創設以降、種々の改正を行っており、特に、令和 2 年度改正における株式投資型クラウドファンディングへの投資の対象化など、時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られた。引き続き税制措置によって個人からのリスクマネー供給を促進し、スタートアップの資金供給環境を整備することは重要。

10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本施策は、株式譲渡益等の所得が生じた個人によるスタートアップの起業及びスタートアップへの投資を促進するものであり、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③	地方公共団体が協力する相当性	我が国の持続的な成長に向けて、地方におけるイノベーションの創出・循環は重要であるところ、スタートアップはイノベーション創出の主要な担い手となる。本施策は地方におけるスタートアップの資金調達環境も整備することでその成長に寄与するものであり、ひいては地域経済の発展に資するものである。
11	有識者の見解			—
12	評価結果の反映の方向性			—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			平成 28 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		ガス事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る特例措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	固定資産税
		② 上記以外の税目	—
3	内容		《制度の概要》 一般ガス導管事業の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準を取得後10年間軽減する特例措置。 課税標準：取得後5年間1／3、次の5年間2／3 《関係条項》 地方税法第349条の3第2項 地方税法施行令第52条の2 地方税法施行規則第10条の15
4	担当部局		資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年8月 分析対象期間：令和元年度～令和5年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和36年 創設 昭和50年 協同組合等を追加 平成2年 「ガス精製設備」を特例対象から除外、「簡易ガス事業」を追加 平成8年 「排送機」「汽罐設備」を特例対象から除外 平成11年 「給排水設備」を特例対象から除外 平成29年 ガス事業法改正による事業類型見直しに伴い、特例対象を「一般ガス事業」から「一般ガス導管事業」に見直し 令和4年 「特別一般ガス導管事業者」を特例対象から除外
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ガス事業においては、ガスの安定供給を図るため、多額の設備投資が必要とされ、莫大な資産を長期にわたって保有する必要がある。また、設備を建設した当初の固定資産税の負担は極めて多額になる。 本措置を講ずることによって、相当期間その負担を緩和し、設備投資を促すことで、ガスの安定供給や信頼性を確保し、ガス料金を最大限抑制するとともに、天然ガスの更なる普及拡大を実現させる。 《政策目的の根拠》 本特例措置は、ガス事業の業務の公共性にかんがみ税負担の軽減が認められているものである（「固定資産税逐条解説」旧自治省税務局固定資産税課編）。 さらに、エネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）において、ガスの低廉・安全かつ安定的な供給の確保、天然ガスの利用促進、ガス利用を支えるインフラの整備について明記されている。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス												
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガスの低廉・安全かつ安定的な供給や天然ガスの普及促進の基盤となる供給設備への設備投資を過不足なく実施し、適切な基盤整備を実現する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業用・業務用需要家における天然ガスへの燃料転換や、家庭用燃料電池の普及等に伴う天然ガスの供給拡大に対し、一般ガス導管事業者は、ガスを低廉・安全かつ安定的に供給するため、大規模幹線導管等によるガスインフラネットワークの形成、拡大を遅滞なく実施していく必要がある。												
9	有効性等	① 適用数	＜本措置の適用事業者数＞ <table><tr><td>年度</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>事業者数</td><td>177</td><td>173</td><td>174</td><td>173</td><td>177</td></tr></table> 出典：日本ガス協会調べ ※事業者数は、一般ガス導管事業者(私営)	年度	R1	R2	R3	R4	R5	事業者数	177	173	174	173	177
年度	R1	R2	R3	R4	R5										
事業者数	177	173	174	173	177										
		② 適用額	＜本措置の適用額＞ (単位：百万円) <table><tr><td>年度</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>適用額</td><td>527,929</td><td>507,643</td><td>509,357</td><td>487,643</td><td>452,786</td></tr></table> 出典：日本ガス協会調べ	年度	R1	R2	R3	R4	R5	適用額	527,929	507,643	509,357	487,643	452,786
年度	R1	R2	R3	R4	R5										
適用額	527,929	507,643	509,357	487,643	452,786										
		③ 減収額	＜本措置の適用による減収額＞ (単位：百万円) <table><tr><td>年度</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>減収額</td><td>7,391</td><td>7,107</td><td>7,131</td><td>6,827</td><td>6,339</td></tr></table> 出典：日本ガス協会調べ	年度	R1	R2	R3	R4	R5	減収額	7,391	7,107	7,131	6,827	6,339
年度	R1	R2	R3	R4	R5										
減収額	7,391	7,107	7,131	6,827	6,339										
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 導管延長も着実に伸びており、本措置は、ガス事業の効率的かつ安定的な供給及び普及拡大に向けた基盤整備に貢献している。 ＜導管延長の推移＞ (単位：km) <table><tr><td>年度</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>導管延長</td><td>249,511 (100.0%)</td><td>251,122 (100.6%)</td><td>253,573 (101.6%)</td><td>255,156 (102.3%)</td><td>258,076 (103.4%)</td></tr></table> 出典：ガス事業便覧 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 R1年度を基準年としてR5年度の実績値と比較した場合、導管延長	年度	R1	R2	R3	R4	R5	導管延長	249,511 (100.0%)	251,122 (100.6%)	253,573 (101.6%)	255,156 (102.3%)	258,076 (103.4%)
年度	R1	R2	R3	R4	R5										
導管延長	249,511 (100.0%)	251,122 (100.6%)	253,573 (101.6%)	255,156 (102.3%)	258,076 (103.4%)										

			数は3. 4%の増加に対し、メーター取付数は3. 5%の増加となっており、本特例措置による天然ガスの普及拡大が確認できる(ガス需要量は、当該年度における気温等の影響を受けるため、導管距離の延長などガスの普及拡大と必ずしも連動するわけではない)。 ＜メーター取付数の推移＞ (単位:千個) <table><tr><th>年度</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>取付数</td><td>29,936 (100.0%)</td><td>30,174 (100.8%)</td><td>30,451 (101.7%)</td><td>30,667 (102.4%)</td><td>30,972 (103.5%)</td></tr></table> 出典:ガス事業便覧 【参考】 ＜ガス需要量の推移＞ (単位:千m³) <table><tr><th>年度</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>ガス需要量</td><td>37,770,657 (100.0%)</td><td>36,828,075 (97.5%)</td><td>36,870,552 (97.6%)</td><td>37,892,488 (100.3%)</td><td>37,174,669 (98.4%)</td></tr></table> 出典:ガス事業便覧 ※需要量は、託送供給量の総量	年度	R1	R2	R3	R4	R5	取付数	29,936 (100.0%)	30,174 (100.8%)	30,451 (101.7%)	30,667 (102.4%)	30,972 (103.5%)	年度	R1	R2	R3	R4	R5	ガス需要量	37,770,657 (100.0%)	36,828,075 (97.5%)	36,870,552 (97.6%)	37,892,488 (100.3%)	37,174,669 (98.4%)
年度	R1	R2	R3	R4	R5																						
取付数	29,936 (100.0%)	30,174 (100.8%)	30,451 (101.7%)	30,667 (102.4%)	30,972 (103.5%)																						
年度	R1	R2	R3	R4	R5																						
ガス需要量	37,770,657 (100.0%)	36,828,075 (97.5%)	36,870,552 (97.6%)	37,892,488 (100.3%)	37,174,669 (98.4%)																						
		⑤ 税込減を是認する理由等	ガス料金の更なる低廉化 託送供給料金は、小売全面自由化において、新規の導管利用者である新規参入者を含めたすべてのガス小売事業者が等しく負担するものであり、今後、自由化部門の競争環境を整備していくためには、託送供給料金の維持又は引き下げが必要になる。そのため、託送供給料金算定上の原価の一部を構成する固定資産税についても、現行の水準を維持していくことが必要である。																								
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置の対象設備について、その減税額の絶対額は各事業者の規模により異なるが、各事業者はそれぞれの事業規模にあわせ適切な設備投資を行っており、本措置がない場合の相対的な影響度は、企業規模を問わず、全事業者に等しく非常に多大なものとなる。 よって、本措置は、ガス事業の効率的かつ安定的な供給及び普及拡大に向けた基盤整備に貢献し、その効果は国民(需要家)に等しく還元されるとともに、都市ガスの普及に資するものであるため妥当である。																								
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。																								
		③ 地方公共団体が協力する相当性	ガスインフラは、地方の企業誘致や環境政策により新規需要が増加する場合などにおいて、安定供給や保安確保の面から、新規設備投資、既存設備の増強が必要となる。 このため、本措置は、地方公共団体にとって直接関係するばかりか、その効果は、ガス料金のコスト引き下げを通じて、広く地方住民や企業に広く還元されるものであり、引き続き措置することが重要である。																								

11	有識者の見解	—
12	評価結果の反映の方向性	国の施策として、ガスの安定供給及び信頼性を確保するための健全な投資が行われるような環境を整備する必要があり、本措置はその目的に資するものであるため、その重要性から引き続き措置が必要である。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月